

平成 22 年第 3 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録

平成 22 年 9 月 17 日（金曜日）

◎出席委員（22 名）

委員長 伏谷 修一

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

戸津川 晴美 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石橋 源一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

市民経済部副理事(兼)市民課長 加川 昭

収納課長 佐藤 利夫

商工観光課長 佐藤 秀業

保健福祉部副理事(兼)健康課長 紺野 哲哉

介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部副理事(兼)国民年金課長 大森 晃

道路公園課長 鈴木 弘章

下水道課長 江口 明

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

文化財課長補佐 郷右近 正晃

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

管理課長 小幡 誠志

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課参事(兼)総務課長補佐 竹谷 敏和

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 今野 淳

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 阿部 英明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 郷家 栄一

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

下水道課長補佐 加藤 幸

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 58 分 開会

● 正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

御苦労さまでございます。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、全委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(阿部五一臨時委員長、委員長席に着く)

○阿部臨時委員長

皆さん、どうも御苦労さまでございます。

21 年度の決算も認定されましたが、きのうは遅くまで本当に御苦労さまでございました。特に藤原委員長、大変お疲れさまでございました。

早速、それでは補正予算の特別委員会に入ります。

決まりによりまして臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 22 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員会委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員会委員長は、委員長の輪番制という申し合わせによりまして総務経済常任委員長がその職務を行うこととなりますので、委員長は伏谷修一委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員会委員長は伏谷修一委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わります。ありがとうございました。

(阿部五一臨時委員長退席、伏谷修一委員長席に着く)

○伏谷委員長

改めまして、皆さん、おはようございます。

今、阿部委員の方からお話ございましたが、昨日の決算特別委員会、大変遅くまで御苦勞さまでございました。本日も、議員各位におかれましては的をとらえた的確な質問と当局側からは端的かつ明確な答弁をお願いしまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○伏谷委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認め、私から指名させていただきます。

それでは、副委員長には総務経済常任委員会副委員長の森長一郎委員をお願いします。よろしくお願いたします。

● 議案第 53 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 5 号)

○伏谷委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 53 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 5 号) から議案第 59 号 平成 22 年度多賀城市各水道事業会計補正予算 (第 2 号) までの審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては提出者からの提案理由説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長などから説明を受け、次に

質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認め、さよう決します。

それでは、まず議案第 53 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算(第 5 号)を議題といたします。

その前に、今回、資料請求が藤原益栄委員からございましたが、それについて藤原益栄委員、よろしくをお願いします。

○藤原委員

水道の資料について、7 月の建設水道常任委員会に提出されました水道部の資料のうち平準化債についての資料をよろしくお願ひいたします。

○水道事業管理者

ちょっと確認させてください。常任委員会に提出した資料でいいわけですね。平準化債と言われたかなと思いますけれども、私ら方で二つ出したかと思うんですが、平準化債の考え方と健全化計画に伴ってということを出しましたけれども、最初の方だけでよろしいということでしょうか。

○藤原委員

資本費平準化債の取り扱いについてという文書で、平成 21 年度と 22 年度を比較した文書がありましたけれども、あれでよろしいですので、よろしくをお願いします。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

○柳原委員

私も資料請求をお願いします。22 年度の予定損益計算比較表、22 年度当初予算と 21 年度当初予算が載っている表なんですが、第 1 回の資料 9 に載っている表をお願いします。当初予算の資料 9 の 64 ページです。(「第 1 回の定例会に出された資料 9 ということですか」の声あり) はい、そうです。コピー。

○水道事業管理者

はい、わかりました。

○伏谷委員長

そのほか資料請求についてございますか。(「なし」の声あり) ないようでございますので、関係課長などから順次、説明を求めます。財政担当補佐。

- 歳出説明
- 2 款 総務費

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、資料 1 の 48 ページをお願いいたします。

初めに、歳出から御説明申し上げます。

2 款 1 項 12 目財政調整基金費で 88 万 3,000 円、次の 13 目史跡のまち基金費で 12 万 8,000 円の増額補正をするものでございます。これらは基金運用の際の利率を当初予算では 0.05%と見込んでおりましたが、現在預け入れをしている金融機関等の実際の預金利率等を勘案し、積立利子の補正をするものでございます。

次に、16 目地域活性化公共投資臨時基金費で 80 万 3,000 円の追加補正を行うものでございます。これは平成 22 年 3 月 31 日に設置したものでございますが、現在預け入れをしている金融機関等の実際の預金利率等を勘案し、今回追加で積立利子を計上するものでございます。

○加川市民課長

次のページをお願いいたします。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費で 92 万 1,000 円の増額補正を行うものでございます。説明 1 の住民基本台帳事務に要する経費 92 万 1,000 円の増額でございますが、1 節報酬 81 万 4,000 円、4 節共済費 10 万 7,000 円でございます。これは非常勤職員 1 名分を総合行政情報システムの移行業務のため 9 月末まで雇用予定をしておりましたが、引き続き各種登録台帳等の整備が必要ですので、3 月まで延長するものでございます。

● 3 款 民生費

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 7 目長寿社会対策基金費で 4 万 2,000 円の増額補正をするものでございますが、これは他の基金と同様、現在預け入れをしている金融機関等の実際の預金利率等を勘案し、積立利子の補正をするものでございます。

○松岡介護福祉課長

続きまして、8 目介護保険対策費で 218 万 1,000 円の増額でございますが、これは平成 21 年度事業費確定に伴います介護保険特別会計への繰出金でございます。

○大森国保年金課長

次に、9 目後期高齢者医療事業繰出金で 7 万 4,000 円の増額補正でございます。これは、後期高齢者医療特別会計に係る事務費分の繰出金でございます。

● 4 款 衛生費

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次の 54 ページをお開き願います。

4 款 1 項 3 目予防費の 1 狂犬病予防に要する経費で 42 万 4,000 円の減額でございます。これは、本年 4 月から 5 月に延べ 6 日間、市内 13 会場において実施いたしました狂犬病予防集合注射に係る 13 節狂犬病予防注射業務委託料で、注射頭数を当初 1,650 頭を見込

んでおりましたが、1,478 頭で確定いたしましたので、その差額分 172 頭分を減額するものでございます。

次に、6 目環境対策費 1 住宅用太陽光発電導入補助事業費で 541 万 1,000 円を増額いたすものでございます。これは、当初補助対象件数 52 件を見込んでおりましたが、本年 7 月末日現在の補助金交付申請件数が 44 件となり、補助金に不足が見込まれますことから、総件数を 95 件と見込み、その差額分 43 件を増額いたすものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目清掃総務費で 75 万円の増額を行うものでございます。これは、19 節の宮城東部衛生処理組合負担金で特別負担金に係る普通交付税に算入された額の確定に伴いまして増額をいたすものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

4 款 3 項 1 目上水道施設費で 9,295 万 3,000 円の追加補正をするものでございます。これは、多賀城市水道事業に対する水道高料金対策の補助金で、昨年度に引き続き地方公営企業繰り出し基準に該当し、交付対象となったものでございます。

● 7 款 商工費

○佐藤商工観光課長

次のページをお願いいたします。

7 款 1 項 2 目商工振興費で 4,000 万円の増額補正をするものでございます。これは、多賀城・七ヶ浜商工会が景気低迷により資金繰りに窮している事業者のために新たな融資制度の創設を計画しておりますが、原資となる資金がなく、資金繰りに窮している事業者及び商工会の支援策として 4,000 万円を杜の都信用金庫に預託するものであります。なお、この預託については七ヶ浜町も同様に 2,000 万円を預託する予定であります。合わせて 6,000 万円の預託金に対し協調倍率 5 倍で、3 億円の融資枠を設ける予定になっております。

次に、4 目観光費で 55 万 2,000 円の増額補正をするものでございます。これは、来る 10 月 2 日に友好都市の太宰府市において太宰府市民政庁まつりが開催されますが、本市職員 2 名及び観光案内ボランティア 2 名を派遣して、多賀城市の PR 及び物販を行うための費用で、8 節報償費は当日の抽選会において市長賞の商品代、9 節旅費は職員等 4 名の旅費、12 節役務費は PR 用パネルおもわく伝説、商品等の郵送料となっております。

● 8 款 土木費

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目土木総務費で 76 万 3,000 円の増額補正をするものでございます。これは、説明欄 1 に記載のとおり、土地開発基金繰出金に係る補正でございますが、現在預け入れをしている金融機関等の実際の預金利率等を勘案し、同基金への繰出金を増額するものでございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次のページ、64 ページをお引きください。

8 款 4 項 1 目都市計画総務費で 276 万 6,000 円の増額補正でございます。説明欄 1 の建築確認管理に要する経費で 4 万 8,000 円の増額。これは総務省の統計調査の一環として国土交通省が毎年実施している建築物実態調査を昨年に引き続き実施するもので、毎年 8 月に宮城県から通知されたことから、補正で計上するものでございます。後ほど歳入でも説明しますが、全額県補助金が財源となります。

次に、説明欄 2、(仮称)多賀城市インターチェンジ予定地発掘調査業務に要する経費ですが、関係機関と協議の結果、事前調査がようやく 11 月から入れるめどが立ったことから具体的な必要経費を補正するものでございます。その主なものは、緊急雇用創出事業補助金を受けて 10 人分の発掘作業員賃金として当初予算に計上していましたが、発掘作業員賃金を一部減額いたしまして、新たに発掘調査員及び遺物整理員それぞれ 4 人分の賃金を計上するもので、総額は当初と同じ 632 万 3,000 円でございます。さらに、調査に係る各種消耗品、需用費、委託料、借上料などの経費として 271 万 8,000 円を増額補正するものでございます。後ほど歳入でも説明しますが、増額分全額は県からの受託事業収入が財源となります。

次に、5 目下水道事業特別会計繰出金で 1,120 万円の増額補正でございます。詳細は下水道事業特別会計にて御説明申し上げます。

次のページ、66 ページをお開きください。

8 款 5 項 1 目住宅管理費で説明欄 1 の市営住宅維持管理に要する経費のうち、報償金を 8 万 6,000 円増額するものでございます。これは 8 月 20 日に新たな市営住宅として設置しましたロングライフ多賀城の住宅管理人に対する報償金でございます。内容は、消防、ガス、エレベーター等、設備機器の異常時の対応や破損及び故障の報告等をその管理人の方に行っていただくものでございます。なお、この増額分については需用費を精査し、減額するものでございます。

● 10 款 教育費

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

次のページ、68 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 3 目教育施設及び文化施設管理基金費で 32 万 3,000 円の増額補正をするものでございますが、これは他の基金と同様、現在預け入れをしている金融機関等の実際の預金利率等を勘案し、積立利子の補正をするものでございます。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目学校管理費で 500 万円の増額でございます。説明欄記載のとおり、山王小学校屋内運動場大規模改造事業の設計委託料として 500 万円を計上するものでございますが、耐震化事業が終了した後の学校整備計画につきましては、屋内運動場やプール等の老朽化対策、いわゆる大規模改修事業を平成 23 年度以降計画的に推進していく予定でありましたところ、昨年の新年度予算編成前に国の方から「生徒児童の安全・安心を優先するため当分の間耐震化事業を優先し、大規模改修等の事業については対象としない」との通知を受けたため、事業計画を先送りしていたところですが、今年度になり大規模改修等についても

予算の範囲内で対応していく旨の通知を受けたため、来年度の事業に対応できるよう設計業務を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

○佐々木学校教育課長

10款3項1目学校管理費で2,996万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。説明欄1のスクールソーシャルワーカー活用事業関係経費で88万円5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、児童生徒の心の問題をケアするために臨床心理の専門家を配置し、問題の背景にある家庭、児童・生徒に対し関係機関と連携した対応を推進することを目的とし、平成20年度から文部科学省が行っている事業であり、本市においては平成21年度から県の委託事業として実施しております。今年度当初におきましては県の内示額に沿って98時間分、49万円の報償費を計上しておりましたが、今年度は多くの活用があり、275時間分、137万5,000円が見込まれることから、その不足分177時間88万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

説明欄2の第二中学校屋内運動場大規模改造事業の設計委託料500万円の計上は、先ほど山王小学校屋内運動場大規模改造事業で説明いたしました内容と同様の理由により計上するもので、来年度の事業に対応できるよう設計業務を行うものでございます。

次の3、東豊中学校安全管理対策事業の2,408万円につきましては、これもほぼ同様の理由によるもので、国の本年度の当初予算の対象事業につきましては耐震化事業に限定しておりましたが、今年度の耐震事業に係る事業費の総額が当初予定しておりました予算額を下回ったため、耐震化事業以外の事業も対象とするという追加募集があったことから、申請を行ったものでございます。安全管理対策事業の内容につきましては、校舎、屋体、弓道場のガラスを強化ガラスに交換し、また施設管理に万全を期するため防犯カメラシステムの増設、外周フェンスの改修及び新設を行うものでございます。また、今回の追加募集に係る対象事業は繰り越しが認められていないことから、来年3月末までに事業が完了することが条件として付されております。したがって、前段で御説明いたしました屋内運動場大規模改造事業につきましては、今年度内に事業が完了しないため該当にならないことを申し添えさせていただきます。

○郷右近文化財課長補佐

次のページ、74ページをお願いいたします。

4項4目文化財保護費の文化財保護管理に要する経費に211万6,000円増額補正するものでございます。その主なものは、8節報償費として指導者並びに調査員の謝金15万8,000円、多賀城鹿踊りの消耗品、太鼓の修繕等の需用費29万4,000円、多賀城鹿踊り後継者育成関係の備品購入費に166万4,000円であります。

○永沢生涯学習課長

8目市民会館費で1,004万8,000円の増額補正を計上するものでございます。文化センターにつきましては、来年4月からの指定管理者による運営管理を目指し準備を進めておりますが、円滑に移行するため、設備機器などの総点検を行ってまいりました。その結果、特に緊急を要する修繕を行うため、11節需用費で246万8,000円を増額するものでございます。内容は、空調機用の外気ダンパー交換修繕など9件の修繕を行うものでございます。

また、13 節委託料については、特に点検の必要性が高いものを委託するため、758 万円を増額するものでございます。内容は、非常用照明、制御用蓄電池交換業務委託など 7 件の業務を行うものです。

○郷右近文化財課長補佐

9 目埋蔵文化財調査センター費の埋蔵文化財研究調査（補助）に要する経費に 600 万円を増額補正するものであります。その主なものは、発掘作業員等の賃金 284 万 6,000 円、バックホー等の機械借上料 278 万 4,000 円等でございます。これは、埋蔵文化財包蔵地内での個人住宅建築が増加し、それに係る発掘調査の増加が見込めることから増額を行うものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

10 目生涯学習推進基金費で 13 万 4,000 円の増額補正をするものでございますが、これは他の基金と同様、現在借り入れをしている金融機関等の実際の預金利率等を勘案し、積立利子の補正をするものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

● 歳入説明

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

同じ資料 1 の 40 ページをお願いいたします。

● 9 款 地方特例交付金

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

9 款 1 項 1 目地方特例交付金で 1,581 万 9,000 円の減額補正をするものでございますが、これは宮城県知事からの交付決定額の通知を受け、既定予算額との差額を補正するものでございます。説明欄 1 の(1)地方特例交付金、児童手当及び子ども手当、地方負担増加分につきましては、平成 18 年度及び平成 19 年度における児童手当の制度拡充、平成 22 年度における子ども手当の創設等に伴い措置されているものですが、計上済額から 1,481 万 7,000 円の減となっております。

次に、(2)地方特例交付金個人住民税に係る住宅借入金特別控除減収補てん分につきましては、個人住民税における住宅借入金等特別税控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするために措置されているものでございますが、計上額から 180 万 8,000 円の減となっております。

最後に、(3)地方特例交付金自動車取得税減税補てん分につきましては、平成 21 年度税制改正における自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするために措置されているものですが、計上済額から 80 万円 6,000 円の増となっております。

● 10 款 地方交付税

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、10 款 1 項 1 目地方交付税で 2 億 4,539 万 5,000 円の増額補正をするものでございますが、これは宮城県知事からの普通交付税の交付決定額の通知を受け、既定予算

額との差額を補正するものでございます。既定予算額から増額となった要因につきましては、個別算定経費における単位費用の多くが前年度に比べて増額となったことが主なものであると考えております。なお、平成 22 年度の普通交付税の額は前年度と比較しまして 6 億 3,050 万 7,000 円、率にしまして 30.7%の増となっております。

- 14 款 国庫支出金

- 鈴木副教育長(兼)教育総務課長

次に、14 款 1 項 2 目教育費国庫負担金で 808 万円を増額するものでございます。これは歳出で御説明いたしました東豊中学校安全管理対策事業に係る交付金で、補助率 3 分の 1 に事務費 1%を加算した額でございます。

- 郷右近文化財課長補佐

2 項 3 目教育費国庫補助金の 4 節社会教育費補助金を 300 万円増額するものでございます。説明欄の 1 の国宝重要文化財等保存整備費補助金は、(1)市内遺跡発掘調査の増加が見込まれることから事業費 600 万円を追加するものでございますが、事業の 5 割が補助されることから 300 万円を計上するものでございます。

- 15 款 県支出金

- 伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次の 42 ページをお開き願います。15 款 2 項 3 目衛生費県補助金 541 万 1,000 円の増額補正でございます。3 節地域環境保全特別基金、いわゆるグリーンニューディール基金に係る補助金でございますが、これは歳出で御説明申し上げました住宅用太陽光発電導入補助事業費の財源となるものでございます。

- 鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、5 目土木費県補助金で 4 万 8,000 円の増額補正ですが、歳出で説明いたしました建築物実態調査に係る補助金でございます。

- 16 款 財産収入

- 萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

16 款 1 項 2 目利子及び配当金で 307 万 6,000 円の増額補正をするものでございますが、歳出で御説明申し上げましたとおり、記載欄 1 から、恐れ入ります、次のページの 7 までに記載しております各費につきまして、現在預け入れをしている金融機関等の預金利率等を勘案して補正するものでございます。

- 阿部管財課長

次に、2 項 1 目不動産売払収入でございますが、2,353 万 4,000 円の増額補正でございます。これは、1 節土地売払収入として高崎一丁目の普通財産、土地面積 651.18 平方メートルを 2,260 万円で、笠神五丁目の普通財産、土地面積 37.7 平方メートルを 93 万 5,000 円で売り払いしたことによる増額補正でございます。

- 18 款 繰入金

- 萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 2 億 2,749 万 7,000 円の減額補正をするものですが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして財政調整基金からの繰り入れを減額するものでもあります。これによりまして補正後における財政調整基金の残高は 16 億 908 万 9,000 円となるものでもあります。

次に、6 目教育施設及び文化施設管理基金繰入金で 400 万円の増額補正をするものですが、これは歳出で御説明させていただきました東豊中学校安全管理対策事業に充当するためのものでもあります。

続いて、2 項 2 目老人保健特別会計繰入金で 32 万 8,000 円の増額補正をするものですが、これは老人保健特別会計において平成 21 年度の精算返還金が生じたことに伴うものでもあります。

次に、3 目介護保険特別会計繰入金で 2 万 1,000 円の増額補正をするものですが、これは介護保険特別会計において平成 21 年度の精算返還金が生じたことに伴うものでもあります。

● 19 款 繰越金

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、19 款 1 項 1 目繰越金で 5,810 万 2,000 円の増額補正をするものでもあります。説明欄 1、前年度繰越金につきましては、さきに議案第 51 号で決算の認定をしていただきましたとおり、平成 21 年度決算に係る歳計剰余金が 1 億 5,810 万 2,000 円となりましたので、法令の規定に基づき、当該歳計剰余金の 2 分の 1 を下らない額となる 8,000 万円を財政調整基金に編入し、残りの 7,810 万 2,000 円を前年度繰越金とするため、既定予算額 2,000 万円との差額 5,810 万 2,000 円を増額補正するものでもあります。

● 20 款 諸収入

○佐藤商工観光課長

次のページをお願いいたします。

20 款 3 項 3 目商工費貸付金元利収入で 4,000 万円の増額補正をするものでもあります。これは、歳出で御説明申し上げましたが、多賀城・七ヶ浜商工会が新たに創設する融資制度の預託金に係る貸付金収入でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、4 項 2 目土木費受託事業収入で 271 万 8,000 円を増額するものでもあります。これは、先ほど歳出で説明いたしましたが、（仮称）多賀城インターチェンジ予定地に隣接する県道事業調査という名目で本市が行う事前調査に宮城県が協力するとの意向に伴い、受託事業収入でございます。歳出での増額分 271 万 8,000 円の財源となるものでもあります。このことにより、県と市が共同で行う姿勢を関係機関に示すことでインターチェンジの整備促進に向けた強力なアピールにつながるものと期待しております。

○郷右近文化財課長補佐

3 目教育費受託事業収入の 1 節社会教育費受託収入に地域伝統文化総合活性化事業受託として 211 万 6,000 円を増額するものでもあります。この事業は、先ほど歳出でも御説明いたしましたが、平成 22 年度に採択された新規事業でありまして、地域に伝わる伝統文化の活性化や復興のため有形・無形の歴史的な文化遺産を生かしたまちづくりや伝統文化の確

実な継承と地域の活性化に資することを目的に実施される事業でございます。多賀城踊りの推進と後継者育成事業等が決定を受けたものでございます。事業期間は3カ年で、費用は全額文化庁の負担で行われるものでございます。

失礼しました。多賀城鹿踊りでございます。申しわけございません。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次は5項3目雑入におきまして42万4,000円の減額でございますが、7節雑入、狂犬病予防注射実費徴収金に係る減額でございます。これは、歳出で御説明申し上げました狂犬病予防集合注射頭数の確定によるものでございます。

● 21款 市債

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

21款1項4目臨時財政対策債で2,970万円の増額補正をするものでございますが、これは発行可能額が確定したことに伴い、発行予定額と既定予算額との差額を補正するものでございます。平成22年度臨時財政対策債の発行可能額は、前年度と比較しまして4億3,964万1,000円、率にしまして54.3%の増となっております。前年度と比較して増額となった要因としましては、財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から発行可能額の算出方法の見直しが行われ、従来を基礎として算出する方法、これを「人口基礎方式」と言いますが、これに加えて「財源不足額基礎方式」が導入されたことによるものと考えられます。

次に、5目衛生債で1,880万円の追加補正をするものでございます。説明欄1、公営企業安定化資金につきましては、歳出で御説明させていただきました水道高料金対策補助金に充当する財源としまして宮城県から無利子で借り入れることができるものでございます。

次に、6目教育債で1,200万円の追加補正をするものでございます。説明欄1、学校施設整備事業債につきましては、歳出で御説明させていただきました東豊中学校安全管理対策事業に充当する財源としまして、補助対象事業費2,408万円から国庫補助金808万円を差し引いた額1,600万円に対しまして起債充当率75%の額1,200万円の追加補正をするものでございます。

次に、ただいま御説明申し上げました市債に係る補正の全体について説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、36ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございますが、補正前の起債総額17億7,380万円に対しまして6,050万円増額いたしております。補正後の起債総額を18億3,430万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の内容と同じでございます。また、今回の地方債の補正に伴うプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは6,231万8,000円の赤字、元利ベースでは3億3,535万5,000円の黒字となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○伏谷委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本委員会、決算委員会同様、多くの委員さんから発言をいただくために、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲につきましては議題となつた案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は1回3件程度

として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に1件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、質問事項に対して的確な答弁をしていただくとともに内容に誤りがあった場合は原則として本委員会の開会中に訂正していただくようお願いいたします。

● 歳入質疑

○伏谷委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。

○深谷委員

資料1の47ページ、県道事業調査受託ということで（仮称）多賀城インターチェンジの、県の協力ということで県の方のバックアップ、今回こういった形で予算として来るのは初めてだったのでしょうか。まず、これ一つ確認したいんですが、インターチェンジに関してということで。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

はい、初めてでございます。

○深谷委員

このインターチェンジ、決算のときにも申しましたが、本当に期日も限られている部分があって、市と県と国に対して強かにプッシュしていかないとなかなかできないような事業で、県の方でもいろいろな議員の一般質問を通して知事の方にも発言していただいているようでございます。こういった県との関係を受けて、市長の今後の多賀城インターチェンジに対する意気込みをひとつ聞いてみたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○菊地市長

多賀城インターチェンジは当然できなければいけないインターチェンジだというふうに思っておりますし、期限があります。26年に常磐道とつながるということで、今22年ですから、あと4年しかないということです。それまでにやっておかなければならない事業ということで、まずは4車線化を図らないとインターチェンジもそれに附帯できないというか。4車線化になった後にインターチェンジということでございますから、これを強かに、ここ一、二年ぐらいで着工ということにならないと、これはおぼつかないだろうということでございまして、何とか国道協議会等いろいろなチャンスがありまして、そのたびに私も例えば青森に行ったり、今度は大崎に行ったり、あるいは国交省関連の事務所等にも伺いして何回も陳情しているわけでもございまして、何とか多賀城インターチェンジをそれまでのここ2年ぐらいの間でやらないとだめでしょうから、頑張ってみたいという気持ちでございます。頑張ってみたくて、頑張ります。

○深谷委員

頑張りますということで、一つだけ、市長、まずは4車線化なんですが、4車線化とあわせてインターチェンジの着工に着手しないと、4車線化が終わってから再度の予算ということになりますと大変なことになりますので、やはりそれと一緒に、同時にあわせてできるように私も一生懸命頑張りますので、市長もよろしくようお願いいたします。

○吉田委員

40 ページ、41 ページの関係です。地方交付税、普通交付税についてですが、単位費用の数値の扱いがどのように変わったのか御紹介ください。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、お答え申し上げます。

22 年度の単位費用なんですけど、21 年度と比較しまして、かなり多くの部分で単位費用増加ということになっています。これは、地域活性化推進特例費、こちらの創設に伴ってということなんです。これが各種単位費用の方に薄くといいますか、いろいろな項目で追加になっているということになっています。

この使い道なんですけれども、どういったことを目的として追加になっているのかと言いますと、安心して暮らせる地域づくり、子育て・高齢者の生活支援、疲弊した地域の活性化、緑の分権改革につながる豊かな地域、こういったそれぞれの目的に充てるためということで、それぞれの単位費用の方に追加になっているということになります。

そのほかにも、厚生費の方なんですけど、子ども手当の負担増などがその主なふえている理由ということになってございます。

○吉田委員

わかりました。

次に、46 ページから 47 ページの関係で、臨時財政対策債のことに関してですが、これまでの人口基礎方式から新たに財源不足基礎方式としての考え方が示されて算定されたとの説明でありました。その本市における財源不足基礎方式についての新たに算定された数値について御紹介ください。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

22 年度の算定につきましては、その内訳といいますか、発行可能額についてまず御紹介させていただきますと思います。発行可能額なんですけど、これは 12 億 4,876 万 4,000 円でございます。これは総額でございます。発行可能額は 1,000 円単位まで出ますので、それは御了承いただきたいと思うんですが。

まず、人口基礎方式なんですけれども、そのうちの 8 億 1,099 万 4,000 円が人口基礎方式で算出されております。今回 22 年度で追加されました財源不足額基礎方式の方なんですけど、こちらが 4 億 3,377 万円ということになっております。こちらの財源不足額基礎方式なんですけれども、22 年度から新たに追加になった方式ということなんですけれども、こちらはまず基準財政需要額から人口基礎方式として従来型で計算した発行可能額を振り替えるという形で自由枠を減少させるわけなんですけれども、さらにその上で振り替え後の基準財政需要額と基準財政収入額の間には差額がある場合、要は普通交付税の交付基準額が発生する場合なんですけれども、そういった団体に関しましては財源不足が生じているというような判定をいたしまして、さらにその財源不足が生じている当該団体に対しまして財源不足額基礎方式という算定方式が用いられることになっております。

こちらの方法なんですけれども、実際には財政力の強弱によって計算されていくことになります。財政力が強い団体ほど発行可能額はふえる方向に、財政力指数が大きい団体ほど発行可能額がふえるような計算がなされております。したがって、財政力が強ければ強いほど発行可能額がふえていく。逆に言いますと、普通交付税の交付額が縮小していくというような仕組みになってございます。以上でございます。

○柳原委員

67ページの市営住宅ロングライフ多賀城ですけれども（「歳入」の声あり）では、後で聞きます。すみません。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

○藤原委員

1点だけ。41ページの国庫補助金、教育費国庫補助金の国宝重要文化財等保存整備費補助金ですが、これはこういう名前にはなっているけれども、多賀城市の個人住宅の発掘調査があるようなときに充てていいんだという補助金なんですね。名前はこうなっているけれども。

○郷右近文化財課長補佐

委員が今お話ししたとおりでございます。緊急の居宅、住宅等の発掘調査の補助でございます。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○伏谷委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

● 歳出質疑

○伏谷委員長

次に、歳出の質疑を行います。

○金野委員

73ページお願いします。東豊中学校安全管理対策事業費で、先ほど副教育長の説明では校舎、体育館、弓道場の強化ガラス、それからフェンス等となっているんですけれども、また安全管理で防犯対策というので、私はいつも疑問に思っているんですけれども、安全対策においてフェンスをやらないと、幾ら防犯カメラをやってもだめだと、そういう感じで、このフェンス関係はどのように設置されるのか、1点。

それから、課題なのは、東豊中と東小が連結されている、そういうものにどのように対処されているのか、お伺いします。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

今回のフェンスの設置につきましては、現在設置してあるところから延長しまして、学校の周りを全部フェンスで囲うと言った方がわかりやすいでしょうか。東側の方は防球ネットでもう囲われておりますので、西側及び南側の、いわゆるまたいで入れるような、もしくは通常だれでも出入りできるような部分をフェンスで囲いまして、正門及び給食車の搬入口につきましてはきちんとした門扉を取りつけて、それから県道沿いのところも実は門

扉がありませんので、そちらの方にも門扉をつけて安全対策を図りたい、こういうことでございます。

それから、東小学校の方につきましては、東豊中学校の工事とあわせて、西側と東側の門扉の改修を予定しておりますが、これにつきましては既決予算の中で対応できますので、東豊中学校の業者さんが決まりましたら、そちらもあわせて東小学校の方も頼みたい、こういうふうを考えております。

○金野委員

全周を囲むということで、要するに東豊中学校は産業道路側のグラウンドからもありますね。あそこは今原っぱになっていますけれども。それから正規の門。その正規の門の右側の竹やぶの方から自由に入出りできる。そして東小と合体されている門。そこで私は、東豊中と東小の門扉を一体化してもいいのではないかと。なぜかというと、東小は、御存じのとおり、産業道路からの方と正門からの方も自由に入出りできる場所があります。それは完全に封鎖していただきたい。というのは、7月においても東小の体育の下で子供たちが2回ほど私たち防犯実働隊とおにごっこをして、いろいろなトラブルがありましたものですから、門扉を東小を東豊中を一体化することと東豊中の生徒は東小を通過してこれから中学校に行くのか、それとも産業道路の方から、先ほど副教育長が言いました新しい門扉をつけたところからグラウンドを通過して正門に入るのか、その辺をお伺いします。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

まず門扉の関係ですが、東小学校の方と東豊中学校の方と協議をさせていただきました。共用、いわゆる共通した門扉をつけることについては、それぞれの学校の管理上、非常に難しい部分があると。特に、東豊中につきましては部活動であるとか土日の使用も夜間の使用もありますので、小学校と共用することについては難色が示されましたので、それぞれ管理できるように分割して門扉をつくることで今計画を進めております。

それから、私たちも余り学校そのものを閉鎖的にするのはいかなものかという部分もあるんですが、小学校につきましては休日・夜間につきましては完全閉鎖をしていく。これは中学校も同じなんですけれども。中学生の通学につきましては、団地内を通行して今の給食車が入る東小学校とちょうど共用しているプールのところから、県道から出入りするのではなくて、給食車の搬入口から入っていただくということで学校とは協議をしております。

○金野委員

学校との協議、そのように進めていただきたい。特に、東小学校のプールのところ、あの辺のところをしっかりとネットを高くしないと、子供たちがまた……。どうしてもこれから秋、冬に向かっていくと体育館の下の方が本当に住みやすいんです。そういうわけで、その辺を十分と考慮して、東豊中と東小の正門それからフェンス等についてはお願いします。

強化ガラス等については、計画に基づいて着々と進めていただければよいと思います。以上です。

○伏谷委員長

ここで、昼の休憩といたします。再開は1時といたします。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○伏谷委員長

時間前でございますが、おそろいでございますので、再開させていただきます。

拳手願います。

○柳原委員

質問の前に、資料請求について発言があります。午前中、水道の資料の提出をお願いしたんですけども、これは予算のときに全員に配られている資料なので、重ねて提出を要求したのは当局に対して大変失礼だったと思いますので、資料提出は取り消しいたします。現在、手元に資料が渡っていますけれども、既に印刷終わった後でしたので。この資料は取り消しということによりよろしくお願いいたします。

それでは、質問いたします。67 ページの市営住宅管理に要する経費ですけれども、報償費、管理人さんに対する手当ということですが、ほかの市営住宅でもこういう報償費というのはあるのでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

8 万 6,000 円今回増額してございますが、その内訳は、各市営住宅の自治会長というのがおられまして、今回ロングライフ多賀城でも新たに自治会長を決めていただいたということで、ほかの 6 団地も含めて、この方に月 1,500 円の報償費を出しております。これは、住民との連絡調整とかそういうものを市の方に報告してもらうということで、それは随時ですけれども、その手間賃と言いますか、報償費として月 1,500 円。今回ロングライフの自治会長に対して 8 カ月分の 1 万 2,000 円。8 万 6,000 円のうち 1 万 2,000 円は自治会長ということになります。

自治会長とは別に市営住宅の消防関係とかガス関係、エレベーター関係は集中管理になっています。その機械の異常時に特別に対応していただいて、各専門の会社に連絡したり多賀城市の方に連絡するという緊急事態の場合の管理人というのは別におられます。これは既存の市営住宅では留ヶ谷住宅が同じような形で集中管理になっておりまして、ほかの団地はそういう集中管理になっておりませんので、留ヶ谷市営住宅と今回のロングライフ多賀城の管理人という形で、この方には月 1 万円という形で、留ヶ谷住宅及びロングライフの管理人に報償費として支出するというので、今回 7 カ月プラス、日割り計算になりますが、その分で 7 万約 4,000 円、先ほど言った 1 万 2,000 円の合計 8 万 6,000 円という形で今回補正させていただいたということでございます。

○柳原委員

その件はわかりました。

ロングライフ多賀城、今回、山王市営住宅の建てかえということで、新しく 13 件新規募集されたと思うんですけども、そのときの応募者数は幾らでしたでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

ロングライフ多賀城につきましては 40 戸のうち 27 戸は既に山王の住宅に住んでおられる方が転居ということになります。残り 13 戸について 7 月に募集いたしました。募集総

数は121件ということで、かなり高い倍率になって、10倍近いということで、そのうち13の方が当選されたということでございます。

○柳原委員

随分高い倍率だったと思います。6月にほかの市営住宅も補欠募集していると思うんですが、このときは何名応募して、入居された方は何名だったのでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

毎年6月に補欠募集という形でやっておりますが、ことしについては、当時山王住宅は当然募集していませんから、6住宅に対して91件の応募がございまして、結果的にはどこも空き部屋がないのでどなたも入れないという状況で補欠という形で、退居された後に優先的に入る方の補欠という形で、6住宅合計44の方を補欠という形で指定させていただきました。91人のうち44名が補欠という形になります。

○柳原委員

今お聞きしましたところ、大変高い倍率になっておりまして、ほかの市営住宅も今あきがないということなんですけれども、市営住宅をまた建てなくてはいけないと私は思っているんですが、当局としてはこれから市営住宅をまた建てるといような計画はありでしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

数年前につくりました市営住宅のストック活用計画の中で、潜在的需要がたしかあの時点で230戸ほどあったと思うんですけれども、それだけの需要はあるのかなというふうに考えていますけれども、今現在、既存の市営住宅の長寿命化ということに取り組んでいきたいなと思いますので、今新たに市営住宅をふやすという当面の考えは持っておりません。

○柳原委員

今、本当に市民の方から市営住宅に入りたいという要望はたくさん寄せられておりますので、ぜひこれは市の計画に入れていただいて、何とか市営住宅をふやすように考えていただけたらと思います。終わります。

○佐藤委員

61ページ、中小企業資金融資に関係してお聞きいたします。

大変いい制度ができたなというふうに思います。年末に向けて経済対策を緊急に打たなければならぬという点では朗報かなというふうに思うんですけれども、多賀城・七ヶ浜商工会会員の融資制度預託金というふうに説明があるんですけれども、利用方法はどのようなふうになるんですか。

○佐藤商工観光課長

基本的に多賀城・七ヶ浜商工会の融資制度ということでございまして、多賀城・七ヶ浜商工会の資金繰りに困っている会員が緊急避難的に利用できるための融資制度ということになっております。

融資限度額が300万円ということになっておりまして、対象者は会員で、そして法人の場合は多賀城市内または七ヶ浜町内に事務所・事業所を有している方、個人は多賀城市内及び七ヶ浜町内に住所を有している方ということになります。

そのほか、多賀城の市税、七ヶ浜の町税を完納していて、信用保証協会の代位弁済を受けていない方、それから金融機関から取引停止を受けていない方が融資対象者になる予定と聞いております。

○佐藤委員

趣旨からすれば、商工会の会員さんをつくっていきたいという思いはわかるんですけども、原資となるものが税金だとすれば、これは商工会の人たちだけの利用というところでは、いささかいかげんなものかなという気がします。限度 300 万円で、今聞くと資格も結構厳しいというような感じもしますけれども、これは何とかならないものでしょうか。

○佐藤商工観光課長

この融資制度につきましては、会員が年度末の資金とか緊急避難的に利用できるための融資制度をつくりたいという商工会さんの方から相談があって、七ヶ浜町さんとも協議した中でこの制度に市と町で支援をすることになったわけですが、一つは会員をそうやって救うということもありますけれども、多賀城市としては、多賀城市の商工行政を進めていく上で、商工会の公的役割というのでしょうか、公共性にかんがみて、支援対象としてやっていくことが商工会を育てていくことにもなると判断して、この融資制度に預託金を支出することにしたものでございます。

○佐藤委員

ないよりはあった方がいいかなということは思うんですが、問題はそういうところにもあるのかなということをお話をしてこの分は終わりますけれども、こういう制度をつくっている自治体は、ほかにあるのかしら。

○佐藤商工観光課長

聞いている限りでは、ないかと思います。

○佐藤委員

あと、4,000 万円という預託をして 2 億円の貸付枠を設けられたわけですが、原資の 4,000 万円というのは確保できるんですよね。

○佐藤商工観光課長

預託金は決済用預金として預金しますので、利息はつきませんが全額保護されて、例えばペイオフになった際も全額戻るといった形の預金にしております。

○佐藤委員

わかりました。では、また別の折にその他の救済、年末に向けての経済対策というようなことも私たちも一生懸命考えながら、お願いするところがあればお願いをしていきたいと思っております。

もう一つ、経済対策に関連して、きのうかおとといか質問がありました、住宅新築の 100 万円助成とリフォームの助成のことで質問があって、そのときに課長は実現に向けて検討している最中だというようなお答えだったと思いますけれども、私どももリフォームの助成を具体的にしながらお願いをしてまいりました。建設組合の人たちとも市長にもお会いしながら、課長とも懇談しながらお願いをしてきた経過がありますけれども、ぜひ使い勝

手のよい喜ばれるような制度仕組みにつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次、73 ページです。中学校管理費です。先ほど金野委員の方から具体的なお尋ねがあって大体イメージがわきましたけれども、これは結構大きな金額で、今年度中に使い切ってしまうなければならない事業だということで、金野さんの話の中から大体わかっていたんですけども、今年度中に東豊中をやるとういうのはなぜなんですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

まず一番大きな原因は、強化ガラスにかえるということが前提でございます。今回の総額約 2,400 万円のうち 1,500 万円は強化ガラスへの入れかえということでございます。先ほど前段でも申し上げました山王小学校の屋体、それから第二中学校の屋体については、これは大規模改修とあわせて実施した方がより効率的だということがございますので、先般の決算でもちょっと申し上げましたけれども、ある程度学校が強化ガラスはもうあと 5 校ということになりますので、そういった計画的な考えから、今回は東豊中が一番いいだろうということが大きな視点でございました。

2 点目は、たまたま金野委員もお話しされておりましたけれども、不法侵入、たびたび東豊中とかがあったものですから、安全管理に万全を期したい、こういうことが 2 点目として挙げられます。

そういったことから東豊中学校を選定させていただいたということです。

○佐藤委員

東小学校から東豊中という子供たちの不安定な連鎖というか、そういうところがなかなかどこかでとどまるところがなく、学校が近いためにいろいろな意味で大変な状況がフェンスとかそういうことにつながってきているのかなというふうに思うんです。さっき副教育長も言っていましたけれども、学校を閉鎖していくというのは大変地域にとっても生徒や先生方にとっても心苦しいことではないかというふうに思うんです。そういうときに現状の対策としてはフェンスは有効かもしれないけれども、そこから締め出された子は、フェンスの中に入れなくなった子は、どこかよそに行って同じことをやるのではないかというような気がするの。そういうことを考えたときに、小学校、中学校という流れの中で、教師をサポートするとか教育をサポートするとかという意味で、小学校の中でも中学校の中でも今心の教室とかいろいろありますよね。そういう部分で、落ちつかない子供たちとかそういうふうな子供たちに対して、もうちょっと手を差し伸べる工夫はないのかなというふうな感じで思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

今回の補正予算でも同じページの 73 ページの 1 番でスクールソーシャルワーカーの活用事業とか、最大限、子供たちと接して指導していけるような手だてにつきましては、こうやって補正予算を組みながらも対応させていただいているところでございます。

それと、学校が閉鎖的になってはいけないというのは当然私たちも考えておりますので、先ほども言ったかと思うんですが、学校開放事業としてもグラウンド、体育館、貸し出ししておりますので、それはこれからもずっと貸し出しを続けます。夜間、利用していない時間帯であるとか、それから貸し出しをしていない土日に限っては施設しようということなんです。これは警察の方とも協議しまして、やっぱり自由に立ち入りできることが安全性にどう影響を与えるかということもございまして、そういった形です。

それから、もう1点だけ。東小学校は、これまで地元の方々が、特に大代の方々が下馬方面へ行くときに、中を通行していただいております。そういったこともありましたので、実は平成16年以降、特に大阪のいろいろな事件があった以降、山王、城南、天真、すべてフェンスとか門扉を全部修繕してまいりました。ただ、東小学校等については地元とのそういったことがありましたので、あえて閉鎖するということはとらなかったんですけれども、ここ二、三年、そういった事故が起きているということもありまして、地元の区長さんやその他いろいろな関係各位、防犯協会の方々と相談した結果、通行を制限するのやむなしという了解もとりましたので、今般こういった形で管理体制に万全を期していくということでございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員

ハードな面をガードするとともにソフトの部分で子供たちが今何を望んでいるのかとか、現状をきっちり把握したところでの充実を……、学校が今そういう面で大変だという状況がわかれば、今度どこから生まれてきているのかと。たまたま東豊中、東小とつながっているというその流れがあるわけですが、そういう面でのこ入れも頭に入れながら、ぜひこれからも運営に当たっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○竹谷委員

2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点、インターチェンジの関係。確認しておきたいんですが、市長が先ほどおっしゃったように、4車線化をやらなければインターチェンジまでいかないのではないかと。4車線にするための用地取得はしているんですけれども、ピアを打っていかねばいけないということでしょうから、その発掘調査は終了しておられるのでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

残り2車線分ですね、その分についてはまだ発掘調査は終わってございません。残りが約2.1キロございます。ピアの部分の発掘はこれから必要になってくるだろうということになります、4車線化に向けては。

○竹谷委員

ピアの発掘がやられていないということになると、これを優先していかねばならないのではないかとというふうに思うんですけれども、その辺スケジュールはどのようになっているのでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

4車線化に工事を着工するとすればインターチェンジも同時に着工ということにならざるを得ませんので、工事そのものは一緒になります。4車線化とインターチェンジは、スタートをすれば。本線の部分、先ほど言いましたピアの部分は即本格調査ということに、発掘調査になると思いますが、インターチェンジについては非常に面積が大きくて、道路構造自体がまだ決まっていません。インターチェンジのことですけれども、盛り土工法になるのか、道路部分だけをピアにするかということも決まっておりませんが、いずれにしても発掘調査が必要なもので、その前にどの程度の規模になるかということで事前試掘という形で今年度限りの事業としてうちの方で取りかかるということですが、やるとすれば本線、インターチェンジを同時ということになります。発掘調査も着工も同じです。

○竹谷委員

心配しているのは、多分そうじゃないかと。工法が決まっていないのにどういふ発掘をするのかなとちょっと疑問に感じたところなんです。確かに、この事業を促進するための起爆剤としてはいいんですけども、少なくともインターチェンジの工法を早く大体の設計をとってやるということが大事。そうであれば、この予算を使って、逆に言うと、ピアの1本でも2本でも3本でも本格発掘をして、その姿勢を見せた方がいいのかなとも思われるんです。その辺の県とのすり合わせ、国とのすり合わせはなかなかうまくいかないでしょうけれども、県とのまずすり合わせをきちっとしておかないと、やった方がいいけれども結果的に費用をただ使っただけだというふうにならないようにするための考え方というのはきちっとしておかなければいけないのではないかなと思うんですけども。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

先ほども少し触れましたけれども、本格発掘となると自治体はできません。これはあくまでも国がやるべき発掘調査ですので。ですから、ピアの部分だけこの予算でやるということは困難でございます。これは地財法の関係もございまして、国の敷地、国がやるべき仕事は自治体ができることはできませんので、本格調査、いわゆる本発掘は、多賀城市ではできないという状況です。

インターチェンジの構造の問題ですが、盛り土であろうとピアになろうと、構造にかかわらず発掘が必要になってございます。全面発掘が。したがって、一番面積が大きいインターチェンジの部分、約2万平米ございますけれども、その部分について事前にどの程度の規模になるか、どのぐらいのスケジュールになるかという部分を事前に試掘するという部分は認められますので、その部分を多賀城市がやるということでございます。

○竹谷委員

ピアになると、そんなに大きくやらなくてもいいんじゃないですか。盛り土であれば全体をやらないといけないですけども、ピアでやれば、その部分だけ試掘すればいいですから。本調査できないとすれば、そこだけ試掘すればいいですから。どうなんでしょう。あなたの言っていることと……。ある程度予想図が出ないと、どうなんだろう。ぱつとやった方がいいけれども、ピアにしますといたら、何のためにここをやったのというぐあいにならないかなあ。というような気がするんですけども。

例えば、下がったところ、岩切線の接点のところは、どんなことをしたってピアではできないので盛り土にならざるを得ないから、その面だけはやっておこうという発想なら理解できるんですけども。

どういふ発想でやっていかれようとしておるんですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

まず、ピアの部分については事前調査の試掘は必要なくて、要するに一つ一つの柱がそんなに大きくないですから、いきなり本調査ということで入ればむだなお金を使う必要がないので、事前に発掘する必要なくて、本調査でいきなりどういふものがあるかというのを確認できる。

すみません、今部長が。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

今次長が話しましたピアの部分は最初から本格調査でもいいんじゃないかという話ですけども、今話したピアの部分というのは追加される2車線分のピアの部分についてはしよ

っぱなから本格調査でもいいんだという話。インターチェンジをつくる場合に、高速の高いところから地面のところまで落ちてこなければならぬわけですから、委員おっしゃったとおり、下の方に行けば盛り土にならざるを得ないし、上の方はピアでも十分だと。ただ、どの辺から盛り土になって、どの部分をピアにするかということがまだはっきり決まっていない状況なものですから、ピアの部分を決めることもできないし、先ほど次長が申したとおり、本格調査については地財法の関係もあって、それは国の仕事だから市はやってはいけないということでございまして、今多賀城市と県が共同でやろうとしている試掘につきましては、インターチェンジの敷地の中でこれから国が本格調査をするに当たって、どの程度の文化財が予想されて、どの程度の期間であるとか費用であるとか、その辺の見込みをしている手助けをするための試掘ということでございます。

○竹谷委員

何もピアないところを試掘する必要もないんだし。そうであれば、県道との取りつけの辺はどうしても盛り土にしてこなければいけないでしょうから、素人の考えでもそういうふうに思うわけですから。その辺は県ともある程度調整して、ここからこのぐらいは盛り土でいかなければいけないだろうと、技術的に。であれば、そこだけやってみようかと。そこだけやって、どういう状況にあるかという方法。何も2万平米全部対象ではなく、部分的にそういうことをやってみようという方策でもいいのではないかと。その方が効率的な作業になるのではないかと思うから今お聞きしたんです。そういう意味の問いなんですけれども、いかがですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

ちょっと舌足らずで申しわけなかったんですが、2万平米のインターチェンジの発掘予定地ということですが、これはすべて試掘をやるわけではなくて、ところどころ何カ所かを試掘するというので全体像をある程度把握しましょうということで、今のインターの入り口部分含めて、どこの箇所にあるかわかりませんが、全体合わせると多分500平米ぐらいの試掘になると思います、この予算から言うと。その全部合わせて500平米ぐらいの試掘をやることで全体像を何とか把握したい。どういう遺跡があるところ。ところどころですよ、まとめて500でなくて。2万平米のところをところどころやって、その合計が500平米ぐらいの試掘に多分なるだろうということで、その中で全体像をつかむための事前調査ということでございます。

○竹谷委員

いい例で一本柳の工場業地帯の調査と同じような方法でやろうとしているんだと説明すれば一発でわかるんじゃないですか。いい例をやっているんじゃないですか。全体をやって。ああいう格好なんだという説明をしたら、ぴんとくるのではないかと思うんですが。ああいうイメージでいいんですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

まさしくそのとおりでございます。

○竹谷委員

余り難しく答弁しないで。いい例あるんですから、その例をとったらいい。

それから、先ほど市営住宅の関係で、私も聞いているんですが、今回物すごい倍率であったと。今、相当住宅について要望があるということで。市営住宅つくれと言ったって財政上無理だし、また国の財政からいっても市営住宅をつくる補助金を出すような状況にもな

いのではないかと思いますので。そうした場合に、私は多賀城市は絶好のチャンスがあると思うんです。今、国が公務員の出先機関の合理化を図ろうという状況にあります。見直しをやろうと。そうすると、丸山住宅が相当あいてくるのではないかと、極点に言うと。そこを国から借り上げて市営住宅にするという方法も多賀城の置かれている現状からいけば一番手軽にやれる方法ではないのかなというふうに思っているんです。それらを今ここでどうしろと言いませんが、そういうことも含めて研究をしてみたらよろしいのではないかと。これは一、二年で多分公務員の問題は結論が出て、実施されるていくのではないかと私は全体の動きをそうとらえているんですけども、そういう意味では多賀城市も今からそういう視点で物事を考えていって、丸山の公務員住宅を多賀城市の市民に活用できるような方法がないかということは研究する価値がある課題ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

ことしの第2回定例会、6月の定例会だったと思いますが、佐藤恵子委員からも同じような御提案がございまして、8月になってすぐに財務局とその辺について協議をいたしました。丸山公務員住宅、もともと23棟ございましたけれども、10棟を解体しまして、今土地を売りに出しているということで、残っているのは奥の方に13棟、まだ公務員住宅が残っていますが、それについて、例えば多賀城市が市営住宅として活用する場合には可能かどうかということでお話を伺っております。ただ、今のところ13棟はほとんど満杯状態で入居しているので、今後も入退居はそれに対応していくということでございまして、今竹谷委員からも御指摘のあったとおり、東北整備局とか出先機関が統合に向けて新政権で動き始めているところがありまして、ひょっとしたら将来的には要らなくなるのかなという部分も想定されます。そのときには多賀城市に声をかけますからという話は財務局から伝えられておりますが、ただその後、宮城県の方にも伺って確認しましたところ、市営住宅の今の制度としては補助対象にはなりません、国の建物を市営住宅にするということ自体が。したがって、やるとすれば単独でやることになりまして、さらにかなり老朽化している建物ですから耐震補強をみずからやらなければならないという場合も想定されますので、その辺はちょっと研究しながら今後検討したいなと思っておりますけれども、そういう今のところの状況。今のところ国家公務員住宅は満杯状態ということで、あくということはずまないというのが今の状況ですが、なお検討はしたいなと思っております。

○竹谷委員

動向を見ながら的確に対応していった方がよろしいのではないかとこのように思います。耐震化の問題とかいろいろあると思いますけれども、その場合の補助の問題も含めて、みすみす何億もかけて壊して、更地にして売るよりも、そういうふうに活用していくということも大事な資産の活用ではないかと思っておりますので、ぜひ研究してみたいということをお願いしておきたいと思っております。

○藤原委員

61ページの商工会の貸し出しの件ですけれども、とりあえず商工会の皆さんが利用できる制度ができたというのは、これはこれで喜ばしいことなんです、やっぱりひっかかるのは、特定の団体に所属している人しか使えないという制度をつくるのが行政の公平性という点からいってふさわしいのかどうか。どうも、他の自治体でないということも気になるんです。法的に何ら問題がないという結論に達したのかどうかということをもまずお答えください。

○佐藤商工観光課長

この融資制度につきましては、多賀城市がつくる融資制度ではなくて基本的には多賀城・七ヶ浜商工会がつくる融資制度ということで、市側とすれば、この支出の方は基本的に預託金、貸付金という形になりますので、法的には問題ないと考えております。

○藤原委員

法的には問題ないと。貸し付けだから問題ないということね。

それから、先ほど佐藤委員も原資を聞いていましたけれども、これはどこかのやつを戻してもらって多賀城・七ヶ浜の商工会に預託するというにしましたんですか。私どうも原資がわからないんですけれども。

○佐藤商工観光課長

今回の預託については新たに預託するというで、どこかに預けていたものということではなくて、最初の説明で申し上げましたけれども、杜の都信用金庫の方に多賀城市と七ヶ浜で合わせて6,000万円の預託金、決済用預金になりますけれども預金をする。それに杜の都信用金庫が預託したことに対して協調倍率で5倍の融資枠を設けて、商工会の会員に融資を行う。その枠が3億円ということで、基本的に商工会の方が申請窓口になって商工会の会員を対象にするということであって、あくまでも改めて預金を杜の都信用金庫にするということでございます。

○藤原委員

歳入に4,000万円という金額が出てこなくて、一般財源で預託しましたというのだったらわかる。だけれども、歳入も商工費貸付金元利収入と4,000万円出てくるでしょう。その意味がよく私わからないんだなあ。1億3,000万円だったやつが1億7,000万円にふえた、収入が、その意味がわからない。

○佐藤商工観光課長

歳入の方の4,000万円は、当然今回これで預託をしますと基本的に銀行との契約は年度単位になりますので、通常であれば4月に預けて3月末に一たんその預けていた預託金を金融機関から返していただくという形になります。今回歳入に掲げた4,000万円はその4,000万円を上げておるわけですが、そのほかに補正前の額が1億3,000万円とありますけれども、この1億3,000万円は現在市が独自に行っている中小企業振興資金の預託金ということで、中小企業振興資金の方で1億2,000万円、あと小企業小口資金の方で1,000万円、合わせて1億3,000万円を既に預託しております。それに合わせて今回4,000万円を預託するということでございます。

○藤原委員

そうすると、60ページの4,000万円というのは平成23年3月31日に返してもらった4,000万円が計上されているということね。

○佐藤商工観光課長

はい、そのとおりでございます。

○藤原委員

ようやくわかりました。

それから、65 ページの多賀城インターの件。これは、県の発掘も試掘だということですね。それとも、試掘を市もやるし県もやることになりましたというふうに理解していいのかどうかということなんです。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

同じ試掘といっても、多賀城市が試掘に関して協力するという形になりますが、要はインターチェンジは県道泉塩釜線、いわゆる都市計画道路玉川岩切線から接続しますが、その玉川岩切線から料金所までの間、要するにアプローチ道路ですね、その部分が県の範囲だと。要するに県の県道から入る部分の料金所の手前までは県が受け持つという形をとるといふ名目で、多賀城市が行う試掘に対して協力していくという形で今回受託するという形になります。

○昌浦委員

51 ページ。非常勤職員お一人、9 月までを 3 月まで延長ということでしたけれども、この方、3 月まで仕事をするということなんです、具体的なお仕事というのはどういうものでしょう。

○加川市民課長

今、新システムに向けて毎日、並行入力とかやっていますけれども、それに伴う印鑑登録台帳とかそういうものについての整理整頓、及び新しいシステムに今度切りかわりますので、なれるまでといいますか、その関係の要員とかいろいろ考えております。

○昌浦委員

たしか 10 月 1 日から新しいシステムに移行するということはさきに説明を聞いておるんですけれども、そのことだと思わんですけれども、前もちょっと私触れたと思わんですけれども、コンピューターの画面というかコンピューターそのものというか、窓口とかにある、そういうものもすべて更新されるんだと理解してよろしいですね。

○加川市民課長

すべて新しいものにかわるということです。

○昌浦委員

それが 10 月 1 日からなんだと。これに関連してなんですけれども、戸籍で古い戸籍がそのまま残っているというか、ことしの夏、随分マスコミ等を騒がせておるんですけれども、多賀城市においては 2 人ぐらい、かなりのお年の方が戸籍上はまだ生きているやに報道されたように記憶しているんですけれども、その辺なんですけれども、今度、法務省の方から新しくその取り扱いで、確認ができなくてもというのではないでしょうけれども、120 歳以上の方は戸籍から抹消できるような通知めいたものがあつたように記憶しているんですけれども、その辺、事情はどうなんでしょう。

○加川市民課長

この前も少しお話ししたんですけれども、今までですと 100 歳以上の方を対象に高齢者消除ということでいろいろ法務省で見解はあつたんですけれども、なかなか各自治体で承知しなかったという例があります。それは、100 歳以上すべてということじゃなくて、結構長生きしている方もいる関係上、100 歳以上を必ず消除対象にするという現状にいかないということで、各自治体そのままになっていると思いますけれども、今度こういう事態にな

りまして、120歳を基準に高齢者削除、とりあえず120歳を対象にして申請してください。ただし、付票に記載のない方、すべてではなくて、どこにいるかわからないということで、あくまで付票に記載のない方で120歳以上を今回高齢者削除の対象にするということで、申請があれば法務局で検討して承認するという連絡はありました。

○昌浦委員

具体的に申請というのは、当該市町村が法務省に申請するというふうに理解していいんですか。

○加川市民課長

そういうことでございます。

○昌浦委員

わかりました。

それでは、73ページなんですけれども、先ほど佐藤委員の質問に対しまして副教育長が東豊中はたびたび不法侵入があったというふうな御回答をされておるんですけれども、今年度、4月に入ってから、小中合わせて10校で、こういう不法侵入とか、そういう事例というのがあったんでしょうか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

校内に立ち入っているということで言えば、結構な数字があります。例えば東豊中も東小学校も、既に防犯カメラを設置してありますので、夜中に校庭、グラウンド内に入っているというのはありますが、実際に被害が発生したのは今年度になってからは1件です。

○昌浦委員

1件の内容もついでにお話ししてほしいと思ったと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

それは、本年6月23日、これも防犯ビデオに写っているので時刻の方もはっきりしておりますが、6月23日、深夜23時ごろ、東小学校において、東小学校の倉庫、これは西側の方に置いてある倉庫なんですけれども、その倉庫のガラス窓1枚が破損されたという事故が起きております。

○昌浦委員

そういうことがあったのでこのフェンスというものが必要になってきたんだということが理解できました。

それでなんですけれども、フェンス等で学校を外部とちょっと遮断するような格好で、防犯のために必要なんですけれども、災害とか、夜だろうと昼だろうと災害というのは発災するんですけれども、そういう場合、仮に深夜とかの場合は、もし発災した場合でも施錠した門とかかなんかはすぐあけられる状況になっているのかどうかだけ確認したいと思います。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

校門その他の門扉については、錠前で施錠するというのではなくて、フックみたいなもので、災害時にはいつでもあけられるという状況になっております。

○伏谷委員長

よろしいですか。ほかにございますか。

○根本委員

55 ページの住宅太陽光発電導入補助事業費ということで、当初 52 件予定していましたが、7 月末で 44 件の応募があったということで、年度末までこれでは足りないということで 95 件にして予算を計上したと、こういってございます。大変市民の皆さんのニーズが高かったのだなと理解できますけれども、これ全額補助金が出るということですね。この事業に対しては補助金が出ると。さかのぼったやつには市単独ですけれども、新たな太陽光発電の設置者に対しては事業費は全部補助金で賄えるということで理解してよろしいですか。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

そのとおりでございます。

○根本委員

地球温暖化対策と景気対策という両側面を持っているこの事業でございますから、市民の皆さんのニーズがさらに高まればいいなと、このように思いますので、よろしく願います。

それから、61 ページ、中小企業、ただいまも質疑がございました。4,000 万円の貸付金ということでございます。商工会の加入者ということでございますが、その加入者の方々はほとんど多賀城市民であるということを見ると、多賀城で自営をしている方々、こういった方々が本年の年末資金を何とか商工会にお願いをしてできるという、その道筋がもう一つできた。多賀城市でも別にやっていますけれども、いろいろな融資制度があっというと思うんですけども、独自でこういうふうに出したということは、私は非常に評価すべき出来事だと、このように思います。多賀城市の事業を営んでいる方々が何としてもこの不況を乗り越えて、中堅の事業者の方々が倒産しているということが起きておりますけれども、何としてもこの厳しい状況を乗り越えて、そしてまた景気もよくなって少しでも潤うような、そういう多賀城市の事業者になっていただきたい、これはみんなの共通の願いだろうと、このように思います。そういう意味では非常に評価をしたい、こう思います。

それで、この貸し付けは、窓口は商工会ですね。保証の方なんですけれども、宮城県の信用保証協会つきなのか、それとも杜の都信用金庫で 3 億円までは責任持って貸し出すということになっているのか、その辺はどういう仕組みになっていますでしょうか。

○佐藤商工観光課長

保証の方は、信用保証協会の保証がついているわけではなくて、金融機関の所定ということになっておりまして、その所定の意味を杜の都信用金庫さんにお尋ねしましたところ、これまでの取引実績とか借りる金額、あと会社の規模等によって保証人ないしは担保をお願いする場合があるということでございます。

○根本委員

そうすると、ケースによっては保証人とか担保物件を用意していただく、こういうことになるわけですね。そうですか。わかりました。ぜひ多賀城市の商工業を営む方の少しでもお役に立てればと思います。

最後に、75 ページです。市民会館運営管理に要する経費ということで計上されております。特に需用費の中の 246 万 8,000 円、これは来年度指定管理者制度へ移行するので照明器具とかそういうのを改修するというようなことですが、照明器具だけでしょうか。

○永沢生涯学習課長

修繕の方は 9 件ほどございまして、実はいろいろあるんです。例えばスプリンクラーの仕切り弁の改修ですとか、大ホールのいすのがたつきがありまして、そのがたつきの改修ですとか。利用者の方から要望がございまして、手すりをつけてほしいというのが数カ所ございまして。そういったものを含めて全部で 9 カ所ということでございます。

○根本委員

そうすると、控室というか、あそこからステージに上がっていく階段ありますね、あの階段に手すりをつけるということですね。この予算が含まれていると。はい、了解しました。

○板橋委員

60、61 ページの 4 の観光費の観光宣伝に要する経費でもって職員 2 名と観光協会 2 名と言ったんですか。総勢何人で行かれるのかお尋ねします。

○佐藤商工観光課長

ここの予算で計上しておりますのは、市の職員が 2 名、それから観光案内ボランティア 2 名ということでございますが、そのほかに当日は市長と総務部長が行くと聞いておりますし、そのほか今回仙台農協さんの方の御協力をいただいて、仙台農協の多賀城支店長さんが農協の方の予算で一緒に行っていただくことになっております。

○板橋委員

そうしますと、ここに旅費 49 万 2,000 円というのは、この 4 名の方の旅費ですか。

○佐藤商工観光課長

そのとおりでございます。

○板橋委員

そうすると、市長と総務部長の件に関しては別のところで旅費は計上されているということですね。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

今回の市長と総務部長の旅費については地域コミュニティ課の方の予算計上で、既に今年度の当初で計上してございます。

○板橋委員

そうすると、農協の支店長というのは別に自分の方で旅費を出して行くということですね。なるほど。はい、わかりました。

せっかく多賀城の米を販売してもらうために農協の支店長まで御同行してもらうんですから、その辺、幾らか、全額でなくても、3分の1とか半分とか。これ2泊3日でしょう。そうすると宿泊もしなければならぬでしょう。どれだけの費用がかかって、どれだけの費用対効果。よく言っていますよね、費用対効果と。その辺の整合性はどうなっていますか。

○佐藤商工観光課長

御指摘の点については、その部分もあるのかなとは思いますが、今回多賀城市で米を売ってくるということは、例えば宮城県が多賀城の米を販路拡大で太宰府まで特にPRをしたいと、そこまでできればもちろんいいんでしょうけれども、実際農協さんにお聞きしたところ、例えば東北の米が実際に九州まで流通するという事は、流通経費等を考えると、まず割に合わない。一般的に九州の方が食べる米というのは、せいぜい関西より西の方の米が一般的で、そうしないと経費的に合わないということなので。今回太宰府でお米を販売するというは、米どころとしての多賀城市のPRということで農協さんの御協力をいただいて行うものであって、販路拡大という部分よりはむしろPRの部分が大いという事でございます。

○板橋委員

今回、今回と言っているけれども、去年も行っているでしょう。違いますか。その辺、ちょっと。ことしも何年目で行きますとか、そういう御答弁が本当はされて当然じゃないかと思えます。

それともう一つ、71ページ、山王小学校屋内運動場の大規模改造工事、これは築何年で、耐用年数は体育館は何年と一応見ておられるのでしょうか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

山王小学校につきましては昭和53年ということで、53年ですと30年ぐらいもう経過しているんでしょうね。そういうことで、校舎と一緒にございますけれども、RCSづくりということで一部鉄筋コンクリートづくりということなんですが、通常校舎と同じで60年とか70年という話がありますが、おおむね中間地点で大規模改修をして、さらに30年以上の耐用年数を持たせるということを目標に今般、山王小学校と第二中学校の屋内運動場を大規模改造するものでございます。

○板橋委員

耐用年数が60年と70年では10年の開きがあるんだけど、どちらが一応基準として定められているのでしょうか。

○阿部管財課長

一般的に鉄筋コンクリートの建物については耐用年数は50年とされております。

○板橋委員

50年だそうですね。昭和53年に建てられたということは、もう32年です。あと、漠然と計算して差し引きすると18年前後。そうしますと、今まで修理とかされていて維持はされていると思いますが、工事の設計業務委託で500万円も使うのであれば、隣の山王地区公民館を建てかえているでしょう。いずれ免震・耐震から考えて思い切って建てかえるというような構想は全然考えなかったんですか。その辺お聞きします。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

委員の皆様にも視察をしていただいたのでごらんになっていただいたかと思いますが、天真小学校も実は体育館の床がかなり揺れたりして、長年使っていると老朽化が目立つんですけれども、大規模改修をすると、あのように本当に新品と同様に復元できると思いますか。先ほど担当の方からおおむね 50 年と。これはあくまでおおむねなので、では今回大規模改修をしたら残りの 18 年で耐用年数が終わりか。決してそうではないと思います。何年もつかというのははっきり私の口からは申し上げられませんが、少なくとも通常であれば 55 年なり 60 年なりもたせるということで大規模改造で対応してまいりたい、こういこととでございます。

○板橋委員

管財課長に聞きます。おおむね 50 年なんですか。これ、建築基準法とか、あとは会計上、何年なんですか。マニュアルに書かれているのは、それ確認します。

○阿部管財課長

先ほど 50 年と申し上げましたのは、決して 50 年で性能的に使えなくなるというものではなくて、たしか減価償却の関係で適用させていた年数で 50 年とされております。建物の現状から決して 50 年ではなくて、性能のいいもの、メンテナンス等がされているものについては、さらに使用には十二分に耐えられるものと考えてよろしいのかと思います。

○板橋委員

そういうことに対して結局工事設計委託するんでしょう。それで 500 万円かけてそれだけの価値があるならいいんだけど、これに対して修繕費がかかるかというのは、まだまだわからないことでしょう。そこで 500 万円かけた価値があるのかないのかというのが計算した後でしかわからないの。さっと専門家に見てもらえば、ある程度ことはわかるんじゃないですか、これが大規模改修してよくなる、あと何十年ももつとか。委託する前にそういう予備的なことで調査してもらおうということは考えたことはあるんですか、ないんですか、それだけ聞いておきます。

○阿部管財課長

山王小学校の屋内運動場につきましては、耐震補強工事を既に実施しておりまして、その際に耐震構造指標、通称 IS 値と言うんですけれども、そちらの方も調査して、耐震補強を実施しています。その際にコンクリートの強度等についても、経年劣化の度合いを調べて、まだ十二分に強度的には確保されているということも確認しております。今回大規模改造事業で予定していますのは、改修レベルを今実施中の城南小学校の屋内運動場、あれと同程度の大規模改修を予定しております。それらが完了した時点では、あと 10 数年ではなくて少なくとも 20 数年ぐらい、耐用年数の半分ぐらいは延命できるものと考えております。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 53 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○伏谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで 10 分間の休憩といたします。再開は 2 時 10 分といたします。

午後 2 時 00 分 休憩

午後 2 時 10 分 開議

○伏谷委員長

再開いたします。

- 議案第 54 号 平成 22 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○伏谷委員長

次に、議案第 54 号 平成 22 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○伏谷委員長

関係課長などから説明を求めます。国保年金課長。

○大森国保年金課長

それでは、多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

資料の 86 ページをお願いいたします。

歳出から御説明いたします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費及び 3 目一般被保険者療養費につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。これは、いずれも本年度の支援金、拠出金の確定に伴うもの、それからそれに伴う国庫支出金等の額の変更によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、次の3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましても、財源の組み替えを行うものでございます。本年度の支援金、拠出金等の確定、それから国庫支出金等の額の変更によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目後期高齢者支援金等で8,112万9,000円の増額補正、次の2目後期高齢者関係事務費拠出金で1万2,000円の減額補正でございます。これは、本年度の支援金、事務費、拠出金の確定に伴うものでございます。1目の支援金等の方でございますけれども、8,000万円以上の増額になっておりますので、その理由について御説明申し上げます。本年度当初予算編成時、正式には積算の単価が決まっていなかったことがございまして、国の予算の見込み等から7%から10%程度減額になるという見込みがありましたけれども、7%程度の単価の減額で見えておりましたけれども、確定値としてはそこまで下がらなかったという経過がございましたので、今回の補正ということになってございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目前期高齢者納付金等で6万4,000円の減額補正でございます。これも本年の納付金の確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目老人保健医療費拠出金で1,669万3,000円の減額補正でございますけれども、これも本年度の拠出金の確定に伴うものでございます。こちらは当初予算では昨年の21年度の途中での拠出金見込み額によって計上しておりましたけれども、最終的に老人保健の医療費の支出が見込み額よりも大幅に少なくなったということで減額になっているものでございます。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目介護納付金で89万4,000円の減額補正でございますけれども、これも本年度の納付金の確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

12款1項1目予備費で797万8,000円の増額補正でございます。こちら、平成21年度からの繰越金の額相当分を予備費の方に充てて増額の補正をしているものでございます。

次に、資料の82ページをお願いいたします。

82ページ、歳入でございます。

3款1項1目療養給付費等負担金1節現年度分で1億4,078万円の増額補正でございます。

この内訳としまして、1の療養給付費負担金ですけれども、後ほど御説明いたしますけれども、歳入の5款1項1目前期高齢者交付金の額の確定に伴うものでございまして、計上済み額との差額1億1,807万9,000円の増額をするものでございます。

2の老人保健医療費拠出金負担金でございますけれども、これは歳出で御説明申し上げた老人保健医療費拠出金の確定に伴い計上済み額との差額458万円を減額補正するものでございます。

次の介護納付金負担金につきましても、歳出の介護納付金の額の確定に伴いまして、計上済み額との差額30万4,000円を減額補正するものでございます。

4の後期高齢者支援金負担金につきましても、歳出の後期高齢者支援金の額の確定に伴いまして、計上済み額との差額2,758万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、2項1目財政調整交付金1節普通調整交付金で2,898万4,000円の増額補正でございます。これは、前期高齢者交付金の額の確定に伴うもの、それから歳出で御説明申し上げました老人保健医療費拠出金、介護納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金の額の確定に伴うものでございます。

次に、5款1項1目前期高齢者交付金で3億4,729万2,000円の減額補正でございます。これは、本年度の交付金の額の確定に伴うものでございます。こちらの補正の額が大きくなっておりますので、その理由について御説明いたします。こちらの交付金ですけれども、平成22年度分の前期高齢者交付金と、それからもう一つ平成20年度分の2年後の精算分の交付金、この二つが含まれております。

初めに、平成22年度分の交付金の方ですけれども、こちら当初予算では11億8,956万3,000円を見ておりましたけれども、今回11億6,452万6,259円に決定しておりますので、その差額2,503万6,741円を22年度分として減額しているものでございます。減額につきましては、前期高齢者の調整対象給付費額、いわゆる保険給付費分ですけれども、その見込み額との差額が生じたものでございます。

次に、平成20年度分の2年後の精算分でございますけれども、当初予算では1億1,857万7,000円の追加交付を見込んでおりました。これは、平成20年度の制度が始まったときに見込んだ金額と実際に交付された金額との差額相当額を見込んでいたところでございます。今回の決定によりまして、逆に精算でマイナスが生じております。1億9,971万1,872円の精算によるマイナスが生じております。それに伴いまして約1億円の収入のプラスとして見ていたものが約2億円マイナスになったということで、合計で約3億円のマイナスの補正を今回するというものでございます。

今回マイナスが生じた理由でございますけれども、前期高齢者給付費額の見込み額が大きく下がったという点がございまして、大きな金額になりますけれども、当初前期高齢者の保険給付費見込みとして19億4,675万7,790円を見ておったわけですが、それが最終的に20年度の保険給付費の額として16億2,093万3,425円と約3億円近く下がっているということで、交付額にマイナスが出ているというものでございます。

次に、6款2項1目財政調整交付金1節財政調整交付金で2,484万2,000円の増額補正でございます。これは、前期高齢者交付金の額の確定に伴うもの、それから歳出で御説明申し上げました老人保健医療費拠出金、介護納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金の額の確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目基金繰入金1節財政調整基金繰入金で2億1,615万2,000円の増額補正でございます。これは、補正予算の不足財源に充てさせていただくものでございます。

ここで、国民健康保険の財政調整基金の保有額を申し上げます。昨日、決算剰余の形で1,000万円を積み立てる見込みということでお話ししましたけれども、その1,000万円を積み立てた場合として、現在額が2億8,053万7,347円となる見込みでございます。そこから今回の補正後の予算額ですけれども2億3,115万2,000円、これを差し引きますと、平成22年度末の見込み額としては4,938万5,347円となるものでございます。

次に、10款1項2目その他の繰越金で797万8,000円の増額補正でございます。これは、平成21年度決算に伴う繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○伏谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。挙手願います。

○根本委員

今回の補正で年度末には4,938万円という基金の残額の状況になっているということで、医療費は上がることはあっても下がることはないのではないかと、こういうふうな考えを前提にしますと、国保の財政は非常に厳しい、こういう認識をせざるを得ないのですけれども、当局の御認識はいかがでしょうか。

○大森国保年金課長

ただいま申し上げましたとおり、22年度末で4,938万円ほどの基金の残額になるということで、あと予算上の保険給付費、平成22年度の予算額では昨年の決算額とほぼ同額ということになってございます。保険給付費、これまでも伸びることはあっても下がることはありませんでしたので、保険給付費の伸びがどの程度になるかということもありますけれども、かなり厳しい財政状況にあるということは間違いないことだと言えると思います。

○根本委員

今回、後期高齢者の方の確定した金額によって8,100万円増額になっている、こういうことになっています。この財政が厳しくなっている要因、これはどのような分析をされていますでしょうか。

○大森国保年金課長

昨日、21年度の決算の総括を御説明申し上げました。その中でもちょっと触れさせていたただいたんですけれども、幾つかの影響の要素がございまして、保険給付費が間違いなく毎年伸びているということが1点でございます。あと、最近の景気の動向とかにもよりまして保険税の税額が20年度に比べて21年度がマイナスになりました。20年度の制度改正のときも大きなマイナスになっているんですけれども、制度改正以外ではマイナスになったのは15年度以降初めてということで、景気状況等も大きな影響を与えているのではないかとこのように考えてございます。

それから、20年度から後期高齢者医療制度が始まりました。ただいまの補正の項目にもありますけれども、後期高齢者の支援金を新たに出すような形になってございます。逆に老人保健の拠出金の分は減ったということがございますけれども、その差し引きがございません。

それから、歳入の方では、財源の調整ということで前期高齢者の交付金ということで20年度から新たに入ってくる部分がございますけれども、逆に退職被保険者の療養交付金がマイナスになったということで、20年度、21年度を見ますと、後期高齢者の制度の影響によるものもある程度影響があったのかなというふうに考えております。

○根本委員

後期高齢者医療制度が出てから非常に傾いてきているという状況だと私は認識しているんです。ただ、なぜそうなっているのかというのがよくわからないんです。恐らく、後期高

高齢者医療制度が発足したときには、それほどの負担はないというようなお話も当初伺っていた状況でございましたけれども、現実的にこの制度が発足してから今日まで、その支援金分が非常に重くのしかかっているということは確かにあると思います。来年度も後期高齢者医療制度は続くようです。そういうことを考えると、本市の国民健康保険の予算が来年度はしっかりと組めるのかという不安を持っているわけでございます。また、医療費が突如……、流行的な医療費が非常にかかる事態、こういうときに備える基金も底を少しずつついでいるということになると、非常に今は厳しい、こういう認識をせざるを得ないんです。そういう意味では、今後、来年度の予算編成へ向けて、これからですけれども、どのような取り組みと聞いた方がいいのか、財政に対してどういうとらえ方をしてこれから国保を運営していくのかという視点で、いかがでしょうか。

○内海保健福祉部長

根本委員の見込みといいますか、おっしゃること、まことにそのとおりでございまして、昨年の決算委員会あるいは補正予算の際にも、この辺の御指摘がございました。当時、私、新型インフルエンザの関係もありまして、以後の医療費がどうなるかということについて私どもの方としても大変心配しておりまして、なるべくかたい見込みで、いわゆる給付費の部分、歳出の部分を見ておったと。幸い、21年度に関しましてはそれらの影響が最低限で済んだということで、決算時点では剰余金はある程度は残して決算できたわけですが、先行きという話になりますと、先ほど課長の方からもお答えしましたように、一方で税収が少なくなっていく、一方で給付費は確実に上がっていく、これらの状況がまずあるということです。ただ、この部分につきましては平成15年に税率改正をしまして今日まで何とかもちこたえてきたのではないかというふうに思います。ですから、この部分についての負担云々の問題に関しては、保険の仕組みを使っていく限りにおいては、被保険者の方々にある程度の負担をお願いしなければいけない部分があるかと思っております。ただ、今起こっているマイナスの要素の部分について、果たしてすべてを被保険者の方々の方にゆだねていいのかどうかということについての検証がまだ我々としては十分できていないということでございます。

したがいまして、この辺の問題につきましては、改めて議会の皆さんとも相談させていただいて、持っている情報をしっかり提供させていただいて、また御説明をする機会をいただきまして、この辺のお考えなり方向なりというものを探っていきたいと思っております。

○根本委員

恐らく、他の市町村の状況も、私まだ調べていませんけれども、ちょっと調べていただきたいと思っておりますけれども、恐らく同じような傾向にあるのではないかと推測されるんです。そういう意味では、国保財政は市で運営するものですが、国が大きく関与しているということがございますから、その辺の他の市町村の動向も踏まえながら、国の交付金なりそういったものをしっかりお願いをするところはお願いをする、安易に市民の皆さんに負担をかけることがないような方策でこの財政を乗り切れる、そういう方策も考えながら少し研究をしていただければと、こう思います。以上で終わります。

○伏谷委員長

答弁はよろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 54 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○伏谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 55 号 平成 22 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

○伏谷委員長

次に、議案第 55 号 平成 22 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○伏谷委員長

関係課長などから説明を求めます。国保年金課長。

○大森国保年金課長

老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

資料の 108 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

3 款 1 項 1 目償還金で 240 万 6,000 円の増額補正でございます。これは、老人保健医療費交付金及び老人医療費国県負担金等の返還金で、21 年度分の確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 款 2 項 1 目一般会計繰出金で 32 万 8,000 円の増額補正でございます。これは、先ほどの償還金と同様、平成 21 年度分の確定分、それに今回歳入に計上しております返納金分でございますけれども、それを一般会計に繰り出しするというものでございます。

次に、同じ資料の 106 ページをお願いいたします。

106 ページ、歳入でございます。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金で260万7,000円の増額補正でございますけれども、これは平成21年度決算に伴う繰越金でございます。

次に、6款2項2目返納金1節返納金で12万7,000円の増額補正でございますけれども、これは8月末までの2件分でございます。

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○伏谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第55号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○伏谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第56号 平成22年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○伏谷委員長

次に、議案第56号 平成22年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○伏谷委員長

関係部課長などから説明を求めます。国保年金課長。

○大森国保年金課長

多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

資料の 120 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金で 308 万 8,000 円の増額補正でございます。これは、21 年度の後期高齢者医療保険料のうち平成 22 年 4 月、5 月の出納整理期間中に収入があったものについて広域連合に納付するものでございます。

次に、前のページになりますけれども、118 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目一般会計事務費繰入金で 7 万 4,000 円の増額補正でございます。これは、一般会計から事務費の不足分を繰り入れするものでございます。

4 款 1 項 1 目繰越金で 301 万 4,000 円の増額補正でございますけれども、これは平成 21 年度決算に伴う繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○伏谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。挙手願います。

（「質疑なし」の声あり）

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 56 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○伏谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 57 号 平成 22 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○伏谷委員長

次に、議案第 57 号 平成 22 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○伏谷委員長

関係部課長などから説明を求めます。介護福祉課長。

○松岡介護福祉課長

それでは、多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）説明をさせていただきます。

資料の 130 ページをごらん願います。

歳出から御説明を申し上げます。

4 款 1 項 1 目基金積立金で 899 万 3,000 円の増額補正でございますが、これは平成 21 年度介護給付費国庫負担金等の額確定に伴い、精算追加交付分を基金へ積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 2 目償還金で 527 万 3,000 円の増額補正でございますが、これも同じく決算による国庫負担金等の額確定に伴い、収入超過分を返還するものでございます。

次のページをお願いいたします。

6 款 2 項 1 目他会計繰出金で 2 万 1,000 円の増額補正でございますが、これも 21 年度決算に伴う一般会計に対する精算返戻分として繰り出すものでございます。

次に、お戻りいただきまして、128 ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金 2 節過年度分で 140 万 4,000 円の増額補正でございますが、介護給付費国庫負担金の平成 21 年度分交付金額の額確定に伴う追加交付分でございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金 2 節過年度分で 462 万 3,000 円の増額補正でございますが、支払基金介護給付費の過年度分交付金額の確定に伴う追加交付分でございます。

5 款 1 項 1 目介護給付費県負担金 2 節過年度分で 78 万 5,000 円の増額補正でございますが、介護給付費県負担金の平成 21 年度分交付金額の確定に伴う追加交付分でございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 節介護給付費繰入金で 218 万 1,000 円の増額補正でございますが、これも介護給付費確定に伴う一般会計からの繰り入れ分でございます。

2 項 1 目 1 節介護保険事業財政調整基金繰入金で 529 万 4,000 円の増額補正でございますが、これは歳出で御説明いたしました国庫支出金等への償還金及び一般会計繰り出し分として基金から繰り入れを行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○伏谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 57 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○伏谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 58 号 平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

○伏谷委員長

次に、議案第 58 号 平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○伏谷委員長

関係部課長などから説明を求めます。下水道課長。

○江口下水道課長

それでは、補正予算の前に、本日お配りいたしました資料、1 ページ、2 ページ両面になっておりますけれども、これについての説明をさせていただきます。

初めに、1 ページ、「16 年度における下水道使用料未請求に係る状況について」という部分でございます。こちらにつきましては、平成 16 年度の調査により下水道使用料が未請求となっている使用者が存在することが判明し、平成 17 年 1 月、判明以前に使用していた下水道使用料の最大 5 年分を遡及請求したものであります。これにより、調定した件数でございますが、表の左側、合計欄、163 件、金額にして 1,223 万 6,492 円となっております。これが平成 22 年 3 月 31 日においては、収入済となった金額が 782 万 4,604 円で、63.9% の収入率となっております。収入済額のうち完納額でございますが、111 件の 669 万 3,132 円となっております。しかしながら、再三の交渉を行ったものの不納欠損は 32 件の 298

万 6,314 円となっております。結果的に収入未済額は 20 件の 142 万 5,574 円となったものであります。

ここで、昨日御説明しました収入未済額、19 件と昨日お答えしておりましたが、20 件ということで訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

ただいま下水道課長に説明させました収入未済額の今後の処理についてですが、今後はこの徴収を取りやめ、今年度中に不納欠損処分する方向で検討したいと考えております。

続きまして、資料の裏面でございます。これは仙塩流域下水道維持管理負担金の返還金について、本件の経過であるとか返還の方法、それから返還金額算出の詳細をここに載せております。昨日質問いただきました返還金の額の推移の関係でございますが、2 段目の表の内訳のところが多賀城市というのがございます。平成 20 年度の返還金が 6,941 万 3,000 何がして、21 年度の返還金が 2,686 万 8,000 何がしということで、ここで約 4,000 万円の減少があったと。

その理由でございますが、下の方の印のところでございますけれども、平成 20 年度の返還金額と平成 22 年度の返還金額の差異の説明をしております。これは、流域下水道内の汚泥の焼却施設、ちょっと調子が悪かったので他の流域処理施設の方で処理をしたと。その分で処理経費が少なくなったので歳出決算額が縮小して結果的に返還できる金額が大きくなったということで、平成 20 年度が特別大きかったということでございます。

それから、今後、平成 22 年度以降の返還金についてでございますけれども、それについては一番下の段で説明しておりますが、流域維持管理負担金の増加を求められた関係で協議しております、それが関係しております、平成 22 年度以降返還金は発生しないこととなっております。以上です。

○江口下水道課長

それでは、第 2 号補正予算の説明をさせていただきます。

145 ページをお開き願いたいと思っております。

歳出の方から説明をさせていただきます。

1 款 3 項 2 目污水管理費で 880 万円の増額補正をお願いするものでございます。説明欄の 1 の污水管理事務に要する経費の 27 節公課費につきましては、平成 19 年度から 20 年度事業までは 2 年間の新規法人の特例を受け、平成 21 年度の消費税の申告まで免除となっておりますが、平成 21 年度事業により免除が解除になりました。これによりまして、今回の平成 21 年度の決算額にて平成 22 年度消費税及び地方消費税の納税額を算出したところですが、平成 21 年度の建設事業において 1 億 3,638 万 8,000 円の繰り越しが発生したことで課税仕入れ額が減少となることにより、平成 21 年度事業の納税額が当初予算に対し 587 万円、また次年度納税額の予納となる中間納税額に対しても 293 万円の予算不足が生じたことから、総額で 880 万円の補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費の工事費でございます。こちらにつきましては、伝上山一丁目地内の国有地内に埋設されております污水管の撤去と移設工事費、合わせて 400 万円の増額をお願いするものでございます。

次に、149 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目公債費につきましては、後で御説明を申し上げます歳入における下水道資本費平準化債発行可能額の増加と、先ほど説明いたしました消費税及び地方消費税の増額に伴う下水道使用料の充当先の組み替えによる財源組み替えでございます。

以上が歳出でございます。

次に、143 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 1,120 万円の増額補正でございます。これは、後ほど説明いたします歳入における下水道資本費平準化債の発行可能額の増加 160 万円の減額要因があったものの、歳出で御説明申し上げましたとおり、消費税及び地方消費税及び污水管移設工事費の増額により 1,280 万円の増額要因があったため、結果的に 1,120 万円の増額となったものでございます。

続きまして、9 款 1 項 1 目下水道事業債で 160 万円の増額補正でございます。説明欄 1 の資本費平準化債につきましては、平成 21 年度事業債の借入れ額の確定により 160 万円の増額補正となるものでございます。

次に、139 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正について御説明を申し上げます。

ただいま歳入補正予算で御説明申し上げました資本費平準化債につきましては、限度額を 160 万円増額の 4 億 9,560 万円とするものでございます。これらにより、補正後の限度額の合計は 7 億 9,930 万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

続きまして、資料の 2 の説明をさせていただきます。

7 ページをお開き願いたいと思います。

7 ページ、議案第 58 号関係資料で、下水道事業の元利償還金の雨水、污水の内訳と、それに対する財源の内訳が当初予算時に比べてどう変わったかをあらわしたものでございます。当初予算時における元利償還金の合計額は、上段の表の合計欄、20 億 389 万 2,000 円でございます。これを賄う財源といたしましては、下水道使用料 3 億 5,363 万 5,000 円、資本費平準化債を 4 億 9,400 万円、下水道事業債、特別措置分でございますが、9,100 万円、下水道事業受益者分担金及び負担金でございますが、201 万 1,000 円を充当し、最終的に一般会計繰入金は全体で 10 億 6,324 万 6,000 円としておりました。これが今回の第 2 号補正後におきましては、元利償還金の合計に変更はございませんが、これに伴う財源につきましては、下水道使用料が、一番下の比較の欄の合計欄でございますが、下水道使用料が 881 万 5,000 円減額の、中段の補正時の合計欄、3 億 4,482 万円、それから資本費平準化債が 160 万円増額の、中段の欄の 4 億 9,560 万円、下水道事業債特別措置分及び受益者負担金については、当初予算と変更はございません。その結果、一般会計繰入金については 721 万 5,000 円増額の 10 億 7,046 万 1,000 円となっております。

以上で説明の方を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○伏谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

質疑のある方。

○藤原委員

ただいまいただいた資料の仙塩流域下水道維持管理負担金返還金についてですけれども、2ページの一番下、平成22年度以降の返還金について。そこに、「計画では平成22年度までの収支に基づき、平成23年度まで関連市町に対し返還が行われるものであったが、宮城県より、現行の流域維持管理負担金単価（処理量1立方メートル当たり33円）では、平成21年度から平成24年度、並びに平成25年度から平成27年度までの収支に不足が生じるため、値上げの協議がなされた」と。結局、値下げしないで残っていた分を充てることにしたため、22年度以降の返還金はないんだという説明だね。それはそれでわかったんですが、一般的に下水道普及率がどんどん高くなっていって流入量がふえていくと、処理単価というのは一般的には安くなりますね。何で21年度から24年度、25年度から27年度に収支の不足が生じるのかというのがわからないんです。

○江口下水道課長

この件につきましては、県の流域の方との話し合いの中で、平成21年度から24年度、25年度から27年度までの経常収支の中での不足が生じるということで、向こうから協議がなされております。その協議の中で出た数字でございまして、その数字については今こちらの方に資料を持ってきておりません。後ほどお答えしたいと思います。

○藤原委員

持ってきていないけれども、仙塩流域下水道の収支見込みはこうなりますよという推定の一覧表はもらってはありますね。

○江口下水道課長

話し合いの中で出てきておりますので。はい。

○藤原委員

では、それも出してください。実は、前に下水道料金を8割ぐらい上げたことがあるんだよね、たしか。そのとき、議会で大問題になって、普及がどんどん広がっていくとどんどん収入がふえていって単価が下がっていった、いつのころからか黒字になるという議論を盛んにやったんだけど、我々としては根拠となるデータがないと何とも説明しようがないので、その資料についてはぜひ出していただきたいと思います。以上です。

○佐藤委員

下水道の未請求に係る資料を出していただきましたので。結局、不納欠損の298万円とこれから不納欠損扱いにする142万5,000円と合わせた金額がこの事件にかかわる不納欠損になるということですね。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

この表の不納欠損額、32件、298万円については、21年度、不納欠損いたしました。収入未済額につきましては、不納欠損する方向で考えております。

○佐藤委員

きのうも言われましたけれども、役所がつかめなかった部分で請求していなかったという原因から考えれば、いろいろな言い分があって、結局支払っていただけなかった人とちゃんと払っていただける人の扱いはをどうなるんだという話もありましたけれども、そういう意味では、きちんと精査して、そういうことがないように仕組みをつくっていくことが大事だというふうに思います。その後も結構まとまった未請求があったりして、お金が入ってくるというようなこともあったんですけども、今は、きのうの資料の中でも言われておりましたが、500件歩いたら30件と下水道の契約が結べたというようなことを言っていたよね。何で首かしげているんですか。いいんでしょう、それで。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

目標が500件で、30件を接続の訪問に尋ねたということです。

○佐藤委員

私は、500件まだ下水道を契約していないお宅を歩いて、30件下水道の管を引いていただいたというふうにとったんですけども、そういう意味ではなかったのね。要するに、未請求が発覚したということではないということだけ確認したいんですが、それでいいんですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

はい、そのとおりです。

○佐藤委員

仕組みがちゃんとできたと、今までの分も含めてきちんと利用している人からはいただく、そしてこれから工事をする人たちにはきちんと請求できるという仕組み、組織ができ上がったとして……、うんとうなずいているからでき上がったのだと思いますけれども、どういうふうにして確認をするというか、わかるように説明をしてください。

○江口下水道課長

今回の無届けとか未賦課の原因につきましては、いろいろな要因が考えられます。この中では、うちの方の下水道使用開始届けの提出がおくれたことなど、これは料金システムの方にも起因するものでございます。それから、排水設備関係には変更ないんですが、給水装置の改築などに伴って、要は下水道と水道とその際の排水設備の方には変化はないんですが、給水工事の装置の工事とかを行ったことによって、その際の賦課を怠ったということとか、それから（「防止する仕組みを教えてくださいということ」の声あり）それを防止するためには、まず一つ大切なのは、給水情報のチェックということになります。それから、現在は各指定店に対しまして排水設備のマニュアルを作成して、見かけない業者が工事とかをやっていた場合には連絡をしていただくように任意のパトロール等をお願いしているところです。それから、次に未賦課については、基本的にあってはならないことなんですけど、これは排水の根拠となる上水道の給水装置の新設や改築等によって下水道へ排水される場合に、下水道への申請に対する指導を給水側から行ったり、また新たな給水装置の情報を月末までまとめて下水道を経由して、下水道情報と整合をとるということを今後やっていくことによって、このような未賦課とかの問題については解消していけるということで、水道の方と十分連絡を密にして、このようなことが起きないように注意してまいります。

○佐藤委員

信頼したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○竹谷委員

きょう出していただき資料、確認しますが、結果的に62世帯が何らかの形で収入することができないので、不納欠損として今年度中に決裁をするというふうの方針を決定したというふうに解しておいてよろしいんですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

はい、そのとおりです。

○竹谷委員

決定したということは、結果的にもう幾ら請求しても取れないと。ここに請求に行く口スを考えるよりも早く決着つけた方が作業効率から言ってもよろしいという判断に立ったと、そういうぐあいに判断されたんですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

この52件につきましては時効が成立しておりますので、これ以上お願いしても無理だなということ、そのように判断いたしました。

○竹谷委員

わかりました。きのういろいろお話ししたのでわかったと思いますから、これ以上申し上げません。

一つだけ、今再発防止のこと佐藤委員から質問あって、あやふやだよ。もうちょっときちっと整理したらいかがですか。私なら、給水申し込みがあったときに水道事業所からその申込書を下水道に上げていただいて、下水道が納入できるところなのか現地を見て、もしそれが可能なところであれば、その方をお願いをして下水道を開始していただくとか、そういうきちとした横の連携を密にすればこの問題は防げるのではないかと。たしかこの問題は、水道は引いたけれども、判こを押して、下水道がこっちだったから、そこは届いていなくて、どうのこうのでわからなくて、そこまでいったと。そして後から調べてみたら、給水台帳と下水道台帳を見たら違いがあったと。それがこの数字になっておったというような説明されたような記憶をしているんです。ですから、あくまでも水道と下水道は一体になっているという解釈の中できちっと横の連携をとる、お互いの確認をしようように、答弁でもきちっと、こういうぐあいにやりますから、もうそういうものはなくなるという確信を持った私は答弁をしていただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

委員おっしゃることは全くそのとおりでございます。給水側と下水側と一体になって対応していきたいと思っております。

○竹谷委員

さっき藤原委員が質問した2ページの関係ですけれども、この資料を請求したから細かく22年度からは返還金はこういうわけではなくなったということが明記された。少なくとも決算時にこれと同じ資料を出していれば、その時点でわかったことだと思うので、関係する資料は要求されなくても、次年度からの変化があるようなものについては、きちっとそ

の時点で説明をするようにひとつお願いをしたいと思います。それと不足の問題、藤原委員の方から資料提出を求められておりますので、それをいただいた中でまた判断をしたいと思いますが、そういう資料の出し方をしてほしいということをお願いしておきます。

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 58 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○伏谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、休憩といたします。再開は 3 時 20 分といたします。

午後 3 時 09 分 休憩

午後 3 時 20 分 開議

○伏谷委員長

再開いたします。

再開前に、委員長から一言申し述べておきたいと思います。今回、起立採決を皆様をお願いしているわけですが、なかなかこちらからの確認で、立つときの状況がすばっと立っていただけるとすぐ判断ができるので、できれば静粛にすばっと立っていただければというふうに思いますので、御協力よろしく願いいたします。

- 議案第 59 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

○伏谷委員長

次に、議案第 59 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算 (第 2 号) を議題といたします。

- 収入支出説明

○伏谷委員長

関係部課長などから説明を求めます。水道事業管理者。

○板橋水道事業管理者

説明に入る前に、本日提出しました書類の訂正をお願いしたいと思います。「資本費平準化債の取り扱いについて」という方でございます。本日皆さんのお手元に配付しました「資本費平準化債の取り扱いについて」でございます。

ここで訂正でございますけれども、4行目に「第一 簡易協議等手続に関する事項」とございますが、そこからちょっと下がったところに算用数字で5とございます。その2行目、今21年度の方を話してはいますが、2行目の「地方債の元利償還について」となっていますが、これ「元金償還」の間違いでございますので、修正方をお願いしたいと思います。「元利」でなくて「元金」です。そこからまた3行ぐらい下がると、「当該年度の元利償還」とありますが、ここも「元金」になりますので、修正方をお願いしたいと思います。

次に、22年度の方、右の方にスライドしてもらおうと、同じ算用数字の5の3行目でございますが、ここにも「元利償還」と書いてありますが「元金償還」でございますので、ここも訂正をお願いします。あと、そこから5行ぐらい下に下がってきますと、(1)のところでございますが、ここにも「元利償還金」が減価償却費を著しくとありますが、「元金償還」でございます。大変申しわけございません。おわびして、訂正方お願い申し上げます。

○小幡管理課長

補正予算の説明に入る前に、きょうお配りいたしました議案第52号関係資料について御説明いたします。

平成21年度の当初予算と決算の比較でございます。

まず、右側、収入の部でございます。上段、営業収益で予算と比較いたしまして決算額が3,536万3,017円減額となっております。その減額の主なものは、給水収益3,316万6,645円でございます。あと、中頃、営業外収益、予算と比較いたしまして8,409万7,889円の増額となっております。この増額の主なものは、他会計補助金、高料金対策補助金の増でございます。8,256万8,000円でございます。

合計で、一番下の欄でございますが、予算と比較いたしまして、収入が4,873万6,332円の増額となっております。それに対しまして費用、左側の方でございます、営業費用で予算と比較いたしまして6,517万4,617円の減額となっております。その主なものは、中段、総係費の新田浄水場の土壌の入れかえ業務委託費の減でございます。4,659万3,011円でございます。あと、営業外費用の減額、これは支払利息でございます。公的資金補償金免除繰上償還に係る借入利率の差によりまして951万9,537円ほど減額となっております。

下から3行目、小計のところでございますが、これが費用合計の減額の部分でございます。昨日、私、この部分の減額を6,977万4,000円と申しましたが、7,460万5,733円の誤りでございます。御訂正をお願いしたいと思います。合計で7,460万5,733円の減額となっております。その結果、純利益が当初と比較いたしまして1億2,334万2,065円の増額となっているものでございます。以上でございます。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

続きまして、平成22年度多賀城市水道事業会計補正予算(第2号)を説明させていただきます。

151ページをお願いいたします。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は収益的収入及び支出でございます。当初予算第 3 条に定めております収益的収入の追加補正をお願いするものでございまして、1 款水道事業収益 9,295 万 3,000 円増額し、19 億 2,969 万円とするものでございます。これは、上水道高料金対策に係る一般会計からの補助を受けることによるものでございます。

ここで申しわけございませんが、追加資料としてお配りしておりました議案第 59 号関係資料、高料金対策繰出基準単価の実績及び見込みをお手元に御用意願います。追加資料の 59 号関係資料（追加資料）でございます。高料金対策繰出基準単価の実績及び見込みでございます。よろしいでしょうか。

追加資料の 1 ページをごらんください。左側に記載しております繰り入れ年度の欄中、平成 20 年度の欄をごらんください。その中央の行に記載しておりますのが、網かけの下の部分ですけれども、今年度の国の基準単価と本市の単価及び繰入額でございます。繰出基準単価につきましては、前々年度平成 20 年度の資本費が 167 円以上で、かつ給水現下が 263 円以上の場合、適用となるものでございます。多賀城市におきましては、平成 20 年度の資本費が 183 円 8 銭、給水原価が 300 円 55 銭でございましたので、適用となったものでございます。

算出方法ですが、基準単価の資本費 167 円と多賀城市における資本費 183 円 08 銭の差額 16 円 8 銭を有収水量 578 万 680 立方メートルに乗じて得た額 9,295 万 3,000 円が繰入額となるものでございます。なお、その上の行、網かけ部分になりますが、料金改定時点での見込みを記載しております。昨年度の料金改定時点では平成 21 年度現在での国の繰出基準単価に基づき今年度の高料金対策補助金を見込んでおりました。平成 22 年度の国の基準単価が示され、資本費基準単価が平成 21 年度よりも 5 円引き下げされたことに伴い、料金改定算定時より繰入額が約 2,900 万円上回ることとなったものでございます。

この基準単価は毎年度ごとに国から通知されているものであり、平成 23 年度以降の繰出基準については未定でございます。なお、今年度の公営企業繰出基準に係る国からの通知文書は、県を経由して平成 22 年 5 月 13 日付で上水道部で受領しております。

繰出基準要件を見たとし、水道高料金対策対象団体となることから、実施計画を策定し、一般会計からの繰り入れについて協議を行い、平成 22 年 6 月 23 日付で回答を得たことから今回の補正計上となったものでございます。

当初予算と今回補正後の比較計算書については、追加資料の 2 ページに記載しておりますので、御参照願えればと思います。

議案の方にお戻り願います。

第 3 条は、この補助を受けることにより第 9 条他会計からの補助金の 1 条を追加したことによる改正でございます。

次に、154 ページをお開き願いたいと思います。

補正予算説明書の収益的収入及び支出でございますが、ただいま説明いたしました高料金対策に伴う一般会計補助金 9,295 万 3,000 円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

- 収入支出一括質疑

○伏谷委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。挙手願います。

○柳原委員

まず、水道予算編成の責任者であります水道管理者から、昨日、企業の経営者としてはふさわしくない、信頼性を損なうような発言がありました。その発言について、そのままにしてはおけませんので、この場で訂正なり取り消しなり求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○板橋水道事業管理者

昨日は大変私の不適切な発言で議会の方も遅くまでかかってしまいまして、本当に申しわけなかったなと深くおわび申し上げたいと思います。また、柳原委員からの質問に対しまして、いかにもそれをしなければ新たなものが準備しているような発言したと。これも深く反省をしているところでございまして、本当に申しわけなかったなと思ってございまして。おわびいたしますので、お許しいただければと思っております。申しわけございません。

○藤原委員

今回出していただきました資料の2ページ、当初予算と補正した場合に予算時と補正時の比較表、予定損益計算書の比較表ということになると思うんですが、これは補正予算があったときには必ず資料につけていただきたいと思いますけれども、よろしく願います。というのは、今回の場合は歳入の補正しかないの、収支がどういふふうになったのかということについては議案だけではわからないんです。よろしく願いたいんですけども、いかがですか。

○板橋水道事業管理者

そのようにしたいと思います。

○藤原委員

それから、二つ目。先ほど柳原委員が取り上げた件ですが、おわびと反省ということがあったんですけども、私はちょっとだけ確認したいんですけども、ある事業をやることであって、もしそれがなかったら別にやることがあるというのは、企業会計の場合にそんなことはないのではないかなと思うんです。具体的に管理者は何を想定して言ったんですか。新田がなかったら別なことをやることがあったかのようなことを言ったんですけども、具体的に何を想定して言ったのか。

○板橋水道事業管理者

先ほどもおわび申し上げたとおり、具体的にこれをするというものもなくして発言したということに対して深く反省をしておりますということでございまして、よろしく願いたいと思います。

○藤原委員

なくておわびしたということね。それはそうなんですよ。ああいうことはないんですよ。例えば耐震化工事とかなんとかあるのであれば、それは4条予算でやるんだから。耐震化工事とかそういうのをもしやるとすればですよ。だから、3条予算に土壌改良のやつを載けておいて、それがなかったら別な事業をやるというのは、小遣いと同じになってしまう

わけ。これやらなかったらこれやるというのは、何だ、水道料金は管理者の小遣いかということになるんです。だから、あり得ないことを答弁したんだということについて私は深刻に反省していただきたいと思っております。

それから、三つ目、私が高料金の資料を出していただきましたのは、6月議会の一般質問のときに非常に不正確な答弁をやっています、管理者は。そして、わざわざ常任委員会るときに出していただいた資料をいただいたわけ。それで、これは政府からの通知資料なんですけれども、政府からの通知資料なのになぜ誤りがあるのかというのがまずわからない、私は。これはメールかなんかで届いたものを要約したんじゃないですか。それとも水道部で打ち直したんですか、これは。それとも政府が間違っていたのか。

○板橋水道事業管理者

国からは県を通して文書が来ていますけれども、これは対比させるために、見やすくするために、水道部の方で打ち直したものでございまして、その際、「元金」というところを「元利償還」と間違っただけでございまして、特に建設水道常任委員会にも同様の書類を出しました。本当に御迷惑かけました。またおわびさせていただきたいと思っております。これはあくまでも国から来たやつを対比させるためにうちの方で打ち直したものでございまして。

○藤原委員

さっきの訂正箇所以外は信用していいんですね。

○板橋水道事業管理者

はい、信用していただければと思います。

○藤原委員

信用して質疑しますけれども、管理者は6月議会の私の一般質問にこういう答弁をしているんです。こういう経営姿勢でやってもらっては困るという意味で補正予算で取り上げるので、そういうふうに理解していただきたいと思っております。

平準化債というのは、いろいろあだこうだといろいろ言っていますが、議事録の257ページでこういうふうに言っています。「今言いました経営上著しい影響が生じるまたは見込みがあるということにつきましては21年度までの要綱でございまして、22年度になりまして、この条件が変わってございまして。これは元金償還が減価償却を著しく超え、著しく超えというのが新たに加わりまして、かつ経営上収支に著しい影響が生じている場合。これは生じる見込みがあるというのが消されました。これは発行要件がより限定的になり明確になったものと私は思っております」と。つまり、21年度から22年度にかけて平準化債の発行要件というのが厳しくなったんですということを私の一般質問に答えているんです。

私は管理者の言うことを信用しましたよ、そのときは。ところが、建設水道常任委員会に出たら、この資料が出ているわけ。それで、21年度の皆さんがゴシックにして棒を引いてあるそこから先、第一の一の5のところの「各事業者において定めるところにより」から次です。これは21年度の文書です。「供用開始後の施設に係る公営企業債のうち建設改良費の財源としたものの当該年度の、これ元金ね、元金償還金が減価償却費を著しく超え、かつ経営上の収支に著しい影響が生じている場合における当該超える額を対象とするものであること」。これは去年の文書ですよ。皆さんがつくった文書だ、わかりやすく。

右の(1)使用……、読むこともないんだ、要するに同じだから。「供用開始後の施設に係る」云々と、一字一句違っていませんよ。皆さんが間違ったところまで間違っているけれども。これは皆さんの間違いだけれども。元利償還の「利」は。

全然変わっていないです、昨年の文書と今年と。それなのに、なぜ 22 年度になって条件が厳しくなって活用する条件がますますなくなったみたいな説明をできるのか。私はそれが不思議でしょうがない。

○板橋水道事業管理者

21 年度の地方債同意等基準運用要綱の方を今おっしゃっていると思います。この 3 行目に「各事業債において定めるところにより」という項目がございまして、その下の方にいきますと、21 年度における水道事業・工業用水道事業の地方債措置についてはこうですよということで下の方に付記されてございます。その中の(1)の対象事業の中の②、「企業債の元金償還の額と減価償却の額との差額により経営上著しい影響を受けていること、または生じる見込みがあること」というのは、水道事業あるいは工業用水事業が平準化債を活用するときの条件、このように思っております。

そして、22 年度の右側の一番下の方にありましたけれども、箱で囲んでいますが、毎年度出されていた公営企業経営企画室長通知「水道事業・工業用水道事業の地方債の措置等について」は、運用要綱に統合され、廃止されましたということになりまして、22 年度は先ほど 21 年度で言ったのは統合されましたので、新たに水道もさっき修正していただいた(1)の文言に変わったわけでございます。そのために 21 年度の先ほどのと比較してもらおうと、例えば「生じる見込みがあること」というのがなくなったりしておりましたので、より限定的で明確になったという答弁をさせていただいたということでございます。

○藤原委員

なくなった文書とある文書を比べてどうするの。去年全く同じ文書があるでしょう。21 年度に。それで何で厳しくなったと言えるんですか。それからもう一つ、統合して毎年出されていた平成 21 年度における「水道事業・工業用水道事業の地方債の措置等について」という通知、これは統合されたのでなくなった。これがなくなったんだけど、具体的な条件は何か変わったんですかというのは、総務省に問い合わせしましたか。

○板橋水道事業管理者

総務省に問い合わせたかということになれば、総務省にはしていません。この文面で、22 年度からはこちらの運用要綱を水道事業は適用するんだなというふうに文書が来ていますので、そのように解釈してございます。

○藤原委員

すごい強弁だね。私、本当に反省しているかどうかわからない。いいですか、去年同じ文書が左側にあるんです。ことまた同じ文書が来ているんです。あなたは、なくなった文書と同じ文書を比べて、変わった、変わったと言っている。では、それは総務省に問い合わせたのかと言うと、やっていない。つまり、何が制度的に変わったかなんていうのは、あなたが想像で言っているにすぎないですよ、それは。違いますか。

それから、30 年か 10 年かの話。あれだって、総務省にきちんと問い合わせもしないで 10 年だ、10 年だと言って。私が 10 年はうそだって語ったら怒ってたけれども。うそとは、広辞苑を調べたら、本当でないことと書いてあります。だから、10 年はうそだったという

のは、10年は真実ではないことだから、全然国語的におかしくない。あれだって総務省にきちんと問い合わせしないで、ああいう間違っただけを言っていたわけでしょう。

私は、あなたがどういった経営判断をやるのかという問題と制度的にどうなっているのかという問題はきちんと区別して説明してほしいと思うわけ。以上です。どうですか。

○板橋水道事業管理者

10年とか30年でうそとかって言うように言われて、私もちょっと興奮していましたがけれども、うそということはないと思います。これはあくまでも県を通して総務省から回答したことをお話ししまして、それは30年か10年かというのは各団体が合理的な説明がつけばそれは可能だということと言っていると思いますので、例えばうちの方が10年ぐらいでいいですよということになればそれは可能だったということでございまして、決して私はうそを言ったつもりはありません。うそというのは広辞苑でどうのこうのと言いますが、うそというのは小さいときから泥棒の始まりとか言われていますから、私はうそということに非常に敏感でございまして、委員にうそなどついたためしは一回もないと私は思っていますので、それに対しては私は反応したわけでございます。

○藤原委員

「うそつき」と言えば、あの人はしょっちゅううそをついている人だとなるんですよ、「うそつき」と言えばね。だけど、うそは、広辞苑で調べると、真実でないことなんです。だから、10年は真実でなかったから、それは別段うそと言ったっておかしくないですよ。ただ、これは余りここで議論しても余り生産的な話でないから。

いずれにしても、例えば管理者は値下げするときしか平準化債は使えないと言っていますね。それは総務省がそういう見解なんですか。それとも、管理者が多賀城市の経営者としてそういう見解だということなんですか。

○板橋水道事業管理者

総務省の言い分は、ここに書かれているとおりだと思います。これを受けるか受けないかというのはあくまでもこちらサイドでございますから、これを受けて料金を下げるとするのは、管理者としてそれはこういう理由で受けられないのではないですかということをお話ししているわけでございます。

○藤原委員

議会というのは、当局のチェック機関なんです。だから、管理者が言うことを何でも、ああそうですか、そうですかと言っているんだったら、議会は要らないわけ。だから、私らは何を聞いているかということ、政府のそもそもの制度はどうなっているんですかということをもまず聞いているわけ。だから、そのことをきちと説明してもらって、その上で、こういう政府の考え方の中で私どもはこういう選択をしましたというふうに説明してもらえばいいんです。ところが、管理者はそこをいつでもわかりにくく、わかりにくく、政府の見解なのか管理者の説明なのかわからないようにして説明しているわけ。

例えば、さっき言ったこれもそうなんです。これを出されて初めてわかりました。私らは政府刊行物センターに買いに行ったんです。地方債の手引きを。まだ出ていませんでした。それで、これを初めて見せられてわかったんだけど。文書は全く去年と同じです。

だから、私がお願いしたいのは、政府の制度はこうなっていますということは我々に正確に伝えてもらいたい。その上で、自分は、多賀城の水道部は、こういうふうに考えていま

すということ。制度とそれを受けての経営判断はこうなんだということをよくわかるように私は説明してもらいたいというのが私の希望なんです。よろしくお願ひしたいんですけども。

○板橋水道事業管理者

政府の見解は、何回も話していますけれども、ここに書かれているのが、うちの方にも同じような文書が来ていますから、政府見解はこのとおりでございます。著しく超え、著しいというのは、ではどのくらいなんだと。10%なのか20%、それは自治体の判断になるかと思ひます。あと、経営上の収支の著しい影響が生じている場合、これについても、あくまでも国の方はこの言い方をしていますけれども、最終的に運用するか、活用するかについては、そこの責任者が判断して、この起債を活用した方がいいとなれば活用すべきだし、いやこれに該当しないということになれば活用しないというようなことができると思ひてございますので、私は経営上の収支に著しい影響が生じている場合における当該超える額が対象となるということについて、今の多賀城市の水道の経営はそうではないのではないかという判断で、これは活用すべきでない、このようにずっと申し上げているところでございます。

○竹谷委員

追加資料を出していただきましてありがとうございました。特に1億6,600万円の根拠をきちっとあらわしていただいたことに感謝をしたいと思ひますが、今後も決算のときはこういう資料を出して、皆さん方に理解をしていただくようにしてほしいというふうに思ひうんですけども、いかがでしょうか。

○板橋水道事業管理者

私らの願ひも、水道事業がきちっと皆さんにわかっていたらいてお話ししてもらふことが大切なことと認識してございますので、こういう変化があるものについてはきちっと出していきたくて、このように思ひてございます。

○竹谷委員

先ほど6,000万円の論争の中で柳原委員におわびを申し上げましたけれども、私のきのうの質疑の中で、それは言い過ぎじゃないか、訂正した方がいいんじゃないかというふうな思ひでお話ししたんですけども、あのときあなたは、それを聞き入れなかった。一晩考えたら、やっぱり問題があったというふうな反省されたんでしょうか。

○板橋水道事業管理者

はい、おっしゃるとおり、きのう夜寝る前にいろいろ考えまして、やっぱりちょっと不適切だったなと思ひました。本当に重ねて、柳原委員あるいは委員の皆様におわび申し上げたいなと、このように思ひてございます。

○竹谷委員

よく気をつけて発言した方がよろしいと思ひます。今も藤原委員との論争で、うそとかうそでないとかの論争していますけれども、議会でするので感情に走らないで冷静に物事を受けとめながら、企業の実態そしていろいろな内容について委員がわかるように御説明をするようにすれば、きのうのような発言にもならないし、きょうここでおわびを申し上げるような発言もなかったと思ひうんです。その辺は今後十二分に気をつけてやっていただきたいというふうな思ひますので、いかがでしょうか。

○板橋水道事業管理者

若い職員の手本になるべき立場にありながら、ちょっと感情に走り過ぎる私の悪い点がございまして、それは十分今後反省していきたいなと、このように思っております。

○根本委員

公の場で、公式の場で、管理者がそのように率直に非を認めるということは、それはそれで大きなことでありますから、その姿勢に対しては了としたい、このように思います。

それで、どうもちょっと理解できないことがあるのでお聞きしたいんですが、資本費平準化債の取り扱いについてということで藤原委員がお話ございました。21年度と22年度の運用要綱だけを見れば、確かに21年度と22年度は同じ要綱の内容になっております。ただ、この要綱で言っている公営企業というのは水道事業だけではなくて、例えば地下鉄をやっていたりガス事業をやっていたり、そういうのをすべて含めてここで公営企業というくりをしている。要綱のほかに、通知として国から来て、水道あるいは工業用水の場合はこのように措置しなさいというのがこの通知だと。これが平成21年度に来て、この21年度の要綱より21年度の水道に来た通知を優先させて水道事業所としてはいるんだと。まず21年度に関しては、そういうことですか。

○板橋水道事業管理者

地方債の同意基準の運用については、公営企業というのは今おっしゃるようにガスとか電気とかいろいろあろうかと思えます。これらを全体的に言っているものだと思っております。ただ、3行目にあります「各事業債により定めることにより」ということで、アンダーライン引かせていただいておりますけれども、これによって、先ほども言って申しわけないんですけれども、21年度はこういう通知が4月24日に企画室長から水道の方にもこのように来ているわけでございます。ですから、私は21年度は水道事業の平準化債の考え方はこの左側に書いてあるとおりだということでございます。

また同じことを繰り返しますけれども、22年度からはこの水道とか工業用水の措置がなくなりまして一つになったということでとらえていますので、そこでちょっと変わったんじゃないですかということで議員の皆様にもお話しした方がいいということで常任委員会のときお出しさせていただいた、こういうことです。

○根本委員

だから、そうすると22年度にはこの通知が来ないので、21年度のこの通知と22年度は来ないから要綱を比較した場合の発言をしていると、管理者は、そういうことですかね。そういう意味ですね。

○板橋水道事業管理者

21年度では水道、工業用水と別に来ていたんですけれども、今度は公営企業と一つになって文書が来ましたということで、議員の皆さんにもわかっていただきたいということでこのように比較表をつくったということでございます。

○藤原委員

そういう説明すると私また発言したくなるのだけれども、総務省に問い合わせやったださいよ、基準がどういふふうに変ったのか。何でそれをやらないの。やるのが怖いんですか。返却期間が10年か何十年かというときだって、あなた12月議会のときには10年だと頑張っていて、予算議会になって慌てて訂正したんですよ。また同じ過ち繰り返すん

ですか。何で問い合わせしないの、政府に。私は、何回も言っているけれども、塩川鉄也事務所の石川秘書から総務省の役人に直接会って説明も受けているんですよ。私が直接じゃないけれども。この平準化債というのは元金償還金と減価償却の差額以外に条件何もありません。それをあたかも自分がよくわかっているような顔して言うけれども、何で問い合わせしないんですか。最低でも総務省に問い合わせしてから答弁してください、今から。するんですか、しないんですか、どっちですか。

○板橋水道事業管理者

総務省からこういうように文書が来ているわけでございますので、それで私は十分だと思っています。何でも来たものを一々問い合わせするののかということになったら、それはちょっと違うんじゃないかなと思いますので。正式に来ているわけでございますので、それを対比させてお話ししているわけでございますので、どうぞ御理解いただければなと思っています。

○藤原委員

私は、あなたが間違った説明を繰り返しているから言っているんですよ。何回も訂正しているんですよ、この平準化債の問題では。何で問い合わせできないんですか。大体30年でもいい、何でもいいというのは、12月議会から2月議会まで3カ月もかかってようやく出てきたでしょう、あなた。何で問い合わせできないの。私は、問い合わせしてからだったら説明受けますよ。もうさんざん間違った説明受けているから、私。それを問い合わせもしないで私のことを信用してくださいと言われても、私はちょっとそれは無理だな。しないんですか。10年でなかったのだから、さんざん言われて、ようやく総務省に問い合わせしてわかったんでしょう。簡単なことだと思うだけけれどもな、私は。答弁しないならしなくていいけれども。

○板橋水道事業管理者

私は決して間違った説明したつもりはないんですけれども、どうしてもやっぱり信用していただけないとなれば、総務省に問い合わせするほかないと思っています。

○竹谷委員

さっき私話したように、もうちょっとお互い率直に話してくださいよ。私は今回の藤原委員の提案は、結果的にこの平準化債はどういうものに活用できるのかということを総務省にきちんと確認したいんです。平準化債だって、さっきから聞いているけれども、最初は「ない」と言ったんだよ。こういうものはないと。私も石山事務所に電話して、どうだと言ったら、ありますよとファクス来た。こういうのがあるけれども、あなたたちあるのかと言ったら、「ないです」と。後から、「実は課長の机の下にありました」と。これからスタートしているんですよ。だから、私本当は言いたくないんですけれども、やはり藤原委員、ましてや議員提案で、平準化債を使って料金を値下げできないのかという提案をしている。ですから、あなたのところは、申しわけないけれども、率直に受けとめて、その課題について総務省の担当者とも連絡とって回答していただきましょうというふうに、なぜあなた素直にならないんですか。さっき私言ったのは、そのことなんですよ。そうすればこの問題は解決できるでしょう、総務省見解で。違いますか。私はそう思うんですけれども、いかがですか。

○板橋水道事業管理者

総務省とも連絡とりながら、どういうものに活用できるのか、きちんと把握したいと思えます。

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 59 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○伏谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案第 53 号から議案第 59 号の平成 22 年度多賀城市各会計補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって、補正予算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 4 時 02 分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 伏谷 修一